

平成27年12月

太宰府市議会環境厚生常任委員会会議録

平成27年12月9日（水）

福岡県太宰府市議会

1 議 事 日 程

〔平成27年第4回（12月）定例会 環境厚生常任委員会〕

平成27年12月9日
午 前 10時 00分
於 全員協議会室

- 日程第1 議案第71号 太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
日程第2 議案第72号 太宰府市男女共同参画推進センタールミナス条例の制定について
日程第3 議案第73号 太宰府市総合体育館条例の制定について
日程第4 議案第74号 平成27年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について
日程第5 議案第75号 平成27年度太宰府市国民健康事業特別会計補正予算（第1号）について
日程第6 議案第76号 平成27年度太宰府市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
日程第7 請願第3号 よりよい保育の環境づくりについての意見書提出に関する請願書

2 出席委員は次のとおりである（6名）

委員長	小 畠 真由美 議員	副委員長	藤 井 雅 之 議員
委 員	陶 山 良 尚 議員	委 員	笠 利 毅 議員
”	木 村 彰 人 議員	”	船 越 隆 之 議員

3 欠席委員は次のとおりである

な し

4 太宰府市議会委員会条例第18条により説明のため出席した者の職氏名（13名）

地域健康部長	友 田 浩	市民福祉部長	中 島 俊 二
地域づくり課長	藤 田 彰	市 民 課 長	行 武 佐 江
人権政策課長	福 嶋 浩	福 祉 課 長	阿 部 宏 亮
元気づくり課長	井 浦 真須己	保 育 児 童 課 長	中 島 康 秀
文化学習課長	木 村 幸代志	介 護 保 険 課 長	平 田 良 富
スポーツ課長	大 塚 源之進	国 保 年 金 課 長	高 原 清
生活環境課長	田 中 縁		

5 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名（3名）

議会事務局長 今 泉 憲 治

議 事 課 長 花 田 善 祐

書 記 力 丸 克 弥

開 会 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（小島真由美委員） 皆さん、おはようございます。

ただ今から環境厚生常任委員会を開会いたします。

日程につきましては、お手元に配付しているとおりでございます。

議案の審査に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第71号 太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○委員長（小島真由美委員） 日程第1、議案第71号「太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

執行部の説明を求めます。

国保年金課長。

○国保年金課長（高原 清） おはようございます。議案71号「太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」ご説明を申し上げます。

この度の条例改正につきましては、太宰府市国民健康保険運営協議会の税率改定の答申を受けまして、平成28年度からの国保税率を改定するものであります。

この度の税率改定のご説明の前に恐れ入りますが、少々お時間をいただきまして、国保税の概要について、ご説明させていただきたいと思っております。委員長にご許可をいただき議案第71号の説明資料を皆様のお手元にお配りさせていただいておりますので、そちらの資料でご説明申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の資料3ページ目、資料3をお開きください。

太宰府市国保税は、この表のとおり3つの項目、3本柱から成り立っております。保険税は、被保険者の医療費に充てる分だけではないということでありまして。この表についてご説明しますと、医療保険分、これが被保険者の医療費の財源となりますが、所得に応じた所得割、被保険者の人数に応じた均等割、1世帯毎の平等割の3つで課税されています。真ん中の後期高齢者支援金等分は、後期高齢者医療保険の財源に充てるための負担金に係る課税分です。こちらも、所得割、平等割、均等割からなっております。右端の介護保険分が介護保険の財源に充てるための負担金に係る課税分ですが、こちらは40歳以上64才以下の被保険者に対する課税で、所得割と均等割の2つから成り立っております。

次のページ、資料4をご覧ください。

後期高齢者医療保険と介護保険の仕組みについてであります。まず、上段の後期高齢者医療保険制度の仕組みですが、医療給付費、これは総医療費のうち保険者が負担する分となりますが、この財源としましては、国、県、市が併せて5割を負担しまして、75歳以上の被保険者自身の保険料、こちらは財源の1割にあたり、残り4割を74歳以下の現役世代が負担することとなっております。この現役世代負担分が、赤枠で囲んでいる部分となりますが、社会保険や国民健

康保険等の全国の各保険者が被保険者から保険料や保険税で徴収している後期高齢者支援分に当たります。それを社会保険診療報酬支払基金に支払いまして、この支払基金が、後期高齢者医療の保険者に支払う仕組みとなっています。

次に下段の介護保険の仕組みですが、こちらも後期高齢者医療制度と同様に給付費の5割を国、県、市が負担しまして、65歳以上の被保険者の保険料で22%を負担、残り28%を40歳から64歳の現役世代、こちらは2号被保険者と規定されていますが、ここが負担する仕組みとなっています。この40歳から64歳が負担する介護保険料ですけど、赤枠の部分になりますが、全国の社会保険等の被用者保険や国民健康保険が被保険者から保険料、あるいは保険税で徴収して納めているという状況次第でございます。

次のページの資料5をご覧ください。

実際に太宰府市が支払っています後期高齢者支援金の歳出額と被保険者から保険税として徴収している3本柱の1つ、後期高齢者支援分の歳入額を表示しています。このグラフから分かりますが、後期高齢者医療保険制度の財源として負担しています支援金、こちらは右肩上がりが増えておりますが、被保険者から徴収している後期高齢者支援分の保険税はほぼ横ばいとなっています。

次のページの資料6をご覧ください。

こちらは介護保険分となります、先ほどの後期高齢者支援金分と同じように介護保険に支払っている負担金は右肩上がりになっていますが、被保険者から徴収しております3本柱の1つの介護保険分の保険税の歳入額は逆に下がっている状況であります。

次のページの資料7をご覧ください。

国保税が医療、後期、介護分の3本柱からなっていることを先ほどご説明させていただきましたが、この円グラフは平成26年度決算赤字額を、その3本柱に分けて円グラフで表示しております。ご覧のとおり後期高齢者支援金に係る分が赤字額の51%を占めまして、太宰府市国保財政の一番の赤字要因となっています。次に介護納付金が28%、医療費分が21%となっています。

以上が本市の国民健康保険の概要であります。

国保の赤字の削減と健全な事業運営を行うために、この度5億円の法定外繰入と併せまして国保税率改定の提案をさせていただいた次第であります。

それでは、この度の税率改定の内容について説明をさせていただきます。資料の最初のページに戻りまして資料1をご覧ください。

先ほど国保税の3本柱についてご説明をさせていただきましたが、この表は、その3本柱毎に所得割、均等割、平等割の税率、及び課税額と所得等に応じた軽減額を一覧表にしたものがあります。上の表が現行の税率等で、下の表の色がついているところが改定後の税率等でございます。この表の中に特定世帯、特定継続世帯とありますが、これは国民健康保険の加入世帯で75才になられまして後期高齢者医療保険に変わられた方と同じ世帯の国保加入者の世帯で5年

間までが特定世帯、その後3年間は特定継続世帯ということになっています。特定世帯と特定継続世帯につきましては、世帯毎の平等割が、特定世帯で2分の1、特定継続世帯で4分の1軽減されております。

条例の改正内容を説明させていただきますので、この表と条例の新旧対照表と併せてご覧ください。

まず、第6条ですが、後期分課税額の所得割を100分の2.1に改定、第7条は、同じく後期分の均等割りを7,250円に改定、第7条の2は後期分の平等割について第1号一般世帯につきまして7,500円に、第2号特定世帯につきまして3,750円に、第3号特定継続世帯5,625円に改定、第8条は介護分の所得割を100分の2.2に改定、第9条は同じく介護分の均等割りを16,000円に課税額を改定するものであります。

次に第21条は医療、後期、介護の平等割、均等割課税額を軽減する額を規定している条例でございまして、所得に応じまして7割、5割、2割の軽減措置がございまして、第1号が7割軽減対象世帯に対する規定で、第1号ウは後期分の均等割の軽減額を5,075円に改定、第1号エは後期分の平等割の軽減額の規定でございまして、(ア)は一般世帯の軽減額を5,250円に改定、(イ)は特定世帯の軽減額を2,625円に改定、(ウ)は特定継続世帯の軽減額を3,938円に改定、同号オは介護分の均等割りの軽減額を11,200円に改定するものであります。

同条第2号は5割軽減対象世帯に対する規定でございまして、第2号ウは後期分の均等割の軽減額を3,625円に改定、同号エは後期分の平等割の軽減額の規定で、(ア)は一般世帯の軽減額を3,750円に改定、(イ)は特定世帯の軽減額を1,875円に改定、(ウ)は特定継続世帯の軽減額を2,813円に改定、同号オは介護分の均等割の軽減額を8,000円に改定するものであります。

同条第3号は2割軽減対象世帯に対する規定でございまして、第3号ウは後期分の均等割の軽減額を1,450円に改定、同号エは後期分の平等割の軽減額の規定で、(ア)は一般世帯の軽減額を1,500円に改定、(イ)は特定世帯の軽減額を750円に改定、(ウ)は特定継続世帯の軽減額を1,125円に改定、同号オは介護分の均等割りの軽減額を3,200円に改定するものであります。

以上が条例の改正内容であります。

次に資料の2ページ目、資料2をご覧ください。この度の税率改定によります被保険者の負担額がどれだけ増えるのか、世帯構成毎、所得毎で試算しております。太枠部分ですが、所得192万円の世帯で上から介護納付金がない夫婦2人世帯、次に家族4人世帯、一番下の太枠が、夫婦とも40才以上64才未満で介護納付金の課税がある4人家族の世帯での試算でございまして、後ほどご参照いただければと思います。

以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

笠利委員。

○委員（笠利 毅委員） おはようございます。説明ありがとうございました。

説明を聞いてる中で、ちょっと混乱したところがあるので、お伺いするのですけれども。

軽減額という表現で、軽減されたのちの実際に払う額を表すと考えてよろしいんですね。

○委員長（小島真由美委員） 国保年金課長。

○国保年金課長（高原 清） こちらの規定は軽減する額になりますので、第3条から第9条で課税額を規定しております。こちらから、この軽減額を引くということになります。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。

藤井委員。

○副委員長（藤井雅之委員） 明後日もありますので、その辺も含めて質問をいたしますけども、まず、課長の先ほどの資料の冒頭の説明のところで行われた一言の中で、ちょっと疑問に思ったのが、このあと審議される法定外の繰入れの関係の、それをするから改定率も見直しますというような言い方がありましたけども、そういう認識なんですか。

法定外するから、一定の税率を引き上げるという形で、今回提案されているのでしょうか。

○委員長（小島真由美委員） 国保年金課長。

○国保年金課長（高原 清） 申し訳ありませんでした。私の言い方が誤解を与えてしまって申し訳ありません。

この度、12月補正予算ということで5億円の補正予算も併せて提案をさせていただいているという次第でございます。

○委員長（小島真由美委員） 藤井委員。

○副委員長（藤井雅之委員） それと併せて現行でも筑紫地区の中で国保税は太宰府は高いというふうに認識してますけども、仮にこの改定が可決されたとしまして、筑紫地区の一番安いところと太宰府との開きがどれぐらいなるのかということを示していただきたいのと、全体の改定率ですね、後期分と介護分の改定率がどのくらいになるのか、お示してください。

○委員長（小島真由美委員） 国保年金課長。

○国保年金課長（高原 清） 筑紫地区の一番低いところと改定後の太宰府市の金額の開きにつきましては、申し訳ありません。今、手元に資料を持ち合わせておりませんので、後ほどご提示をさせていただきたいと思います。

後期につきましては所得割が0.3%の増、均等割が750円の増、平等割が1,000円の増。介護分につきましては所得割が0.7%の増、均等割が1,000円の増となっております。併せまして所得割が1%、均等割、平等割が2,750円の増となっております。

以上です。

○委員長（小島真由美委員） 藤井委員。

○副委員長（藤井雅之委員） 手元にある資料の部分でいうと全体の率のところをお聞きしたかったんですけども、その率は今はお示しいただけないということですかね。

○委員長（小島真由美委員） 国保年金課長。

○国保年金課長（高原 清） 全体の率と言いますと、医療費分と後期分と介護分の合計ということでしょうか。

○委員長（小島真由美委員） 藤井委員。

○副委員長（藤井雅之委員） ちょっと、後で終わってから、明後日の打ち合わせということで、その部分は取り下げます。

それと資料2のところに入らせていただきますけども、今、モデルケースのところを示されましたけども、この例えば軽減が5割軽減とか、いろいろ軽減が適用されてる中で、所得の負担割合が変更になるとか、例えば所得は5割軽減されているけども、所得の負担は18%とか、7割軽減されているけども、所得の負担は逆に高くなるとか、これ全部私も計算してないんですけども、そういうケースも見受けられるんじゃないかと思うんですけども、そういったケースというのは存在してますか。単純に所得の割合で。

○委員長（小島真由美委員） 国保年金課長。

○国保年金課長（高原 清） この2割、5割、7割軽減につきましては、最初の資料1をご覧くださいと思いますが、あくまでも所得割については適用されません。均等割と平等割についての適用となっております。こちらの資料2の表ですが、こちらは軽減後の2割、あるいは5割、7割軽減後の所得割と均等割と平等割の合計金額を表示しております。ですから実際に課税される額ということになっております。

以上です。

○委員長（小島真由美委員） 藤井委員。

○副委員長（藤井雅之委員） それでは、現状について若干伺いますけども、現状の軽減を受けいているところは2割軽減が多いのか、5割軽減が多いのか、7割軽減が多いのか、そういったところ26年度の実績で結構ですのでお示してください。

○委員長（小島真由美委員） 国保年金課長。

○国保年金課長（高原 清） 27年3月末時点の数字でございますが、7割軽減の世帯が約2,600世帯で全体の25%、5割軽減世帯が約1,200世帯で約12%、2割軽減の世帯が約1,200世帯で約12%、合計いたしまして約5,000世帯、全体の約49%となっております。

以上です。

○委員長（小島真由美委員） 藤井委員。

○副委員長（藤井雅之委員） 当然所得というのは、毎年毎年変わるものですので、この軽減を受けておられる方が、当然翌年度は軽減を受けられないといいますか、所得があつて、そういった例もありますので、これも機械的に言えることではないと思いますけども、その上でお聞きしますけども、仮にこの議案、提案されている国保税の改定が行われた時にですね、この軽減から外れる世帯というのも出てくるのかというふうに思いますけども、そういったところは、どれぐらいの世帯に影響があるのかなというのは、今現在試算されていますか。

○委員長（小島真由美委員） 国保年金課長。

○国保年金課長（高原 清） 具体的な試算はしていませんが、先ほど申し上げました27年3月末の軽減の世帯数と、今現時点における軽減の世帯数、これは所得によって今後増えてくるとは思いますが、軽減以外の世帯数については、今回の改定に伴いまして、その対象世帯数の増減というのには直接は関係ないと思っております。

今回の税率の改定につきましては、所得に応じた税率改定ですので、軽減の基準額を改定するものではございません。

以上です。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか

木村委員。

○委員（木村彰人委員） 中々難しい話で、私もお話しについていくのが大変なんですけども、そもそも法定外繰入れ5億円に対して、それこそ単年度の赤字の原因になっている後期と介護の税率を上げて税収を増やすという趣旨でいいのでしょうか。

○委員長（小島真由美委員） 国保年金課長。

○国保年金課長（高原 清） お手元の資料の7でございますが、こちらで表示しておりますとおり、今国保財政の赤字の要因、こちらは先ほどご説明しましたとおり、後期高齢者支援金が一番の赤字要因となっております。こちらは全国の75歳以上の方が加入しております、後期高齢者医療保険、こちらに拠出する負担金となっておりますので、各国民健康保険の保険者がですね、努力して医療費適正化等に努めて努力して抑制できるものではございません。

国等のほうから、今年度の負担金がいくらと示されて、その金額を負担をするものでございます。こちらについては国等の支援金ともございます。したがって、この赤字が全て保険税で賄われるというものではございません。被保険者方々からの保険税にプラスして国等からの支援金も含めてお金も頂いて、また後期高齢者医療保険のほうに負担金として拠出している状況ということでございます。

先ほど、木村委員さんがおっしゃられましたように後期高齢者支援金等介護納付金をこの度税率を改定いたしまして、こちらの赤字を少しでも削減していくということには結果的には繋がっていきます。

ただしながら、今回税率を改定することによりまして、この赤字額が全て削減、0になるものではございません。こちらの試算でございますが、仮に可決いただいて、税率改定をしたということでも、この赤字額が半額ぐらいに削減されるのではないかなというふうに試算をしております。

以上です。

○委員長（小島真由美委員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（中島俊二） 今回の税率改定についての考え方なんですけども、20年度に後期高齢者保険制度ができて、その時に税率の改定を行ったんですけども、その後毎年赤字が継続してまして26年度決算で約10億6,000万円の累積赤字が発生しております。

それで今回30年度から国保の財政運営主体が県のほうに移行しますけども、30年度に向かってですね、毎年約2億ぐらいの赤字が発生しているということで、まずは10億の累積赤字を30年度に向かってどうするかという考え方のもとで、今回につきましては5億円の法定外を繰入れると、今後につきましては先ほど課長が言いましたように、医療、後期、介護分とありますけれども、医療分については国の一定の財政支援があるということで、今回、据え置きをさせていただきますまして、介護分、後期分については、その本体の負担分がですね、3年に1回、2年に1回改定をして上がっておりますので、その関係で赤字が発生するという見込みのもとに改定を行うという考え方でございます。

以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） 木村委員。

○委員（木村彰人委員） 私、冒頭聞き洩らしたんですけども、この税率の改定の根拠といいますか、太宰府市独自で決めたというわけでなくて、そのくだりが聞けなかったんですけども、一番最初のほうですね、そこからの流れを。

○委員長（小島真由美委員） 国保年金課長。

○国保年金課長（高原 清） この度の改定の経緯でございますが、太宰府市国民健康保険運営協議会のほうに諮問いたしましたして、国民健康保険運営協議会のほうからですね、答申をいただきました。

内容につきましては医療分据え置き、そして今回ご提案させていただいた後期分、それから介護分についての税率改定ということで答申をいただいた次第でございます。

この答申に基づきまして、市のほうでこの度、結果的には答申内容通りということで提案をさせていただいた次第でございます。

以上です。

○委員長（小島真由美委員） 木村委員。

○委員（木村彰人委員） それともう一つですね、税率改定によって平成26年度は1億7,300万の赤字だったんですけども、もう一度ですね、それが平成27年度はどういうふうになるのか見込みをお願いします。

○委員長（小島真由美委員） 国保年金課長。

○国保年金課長（高原 清） これは27年度当初賦課ベースですので、決算が同じようになるのかどうかは現時点ではわかりませんが、試算上ですけど、この度の提案の税率改定を行うことによりまして、平成26年度決算赤字1億7,000万円が、約ですけども赤字額が1億円弱ぐらいになるのではないかなというふうに予想されます。

ただし、1点、国からの財政支援装置が27年度から予定されてますので、それ次第では赤字額が更に削減される可能性がございます。

以上です。

○委員長（小島真由美委員） ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小島真由美委員) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

藤井委員。

○副委員長(藤井雅之委員) 提案されております太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例については反対の立場で討論させていただきます。

市町村国保において、近年の動向としては高齢者の割合が高く、それによって医療水準も高くなる一方で無職者の割合も高く、所得水準が低いため保険料収入が得にくい構造となっていることがこれまでも述べられてきております。

この間、今日も議論になっておりますが国の広域化に向けた財政措置による平成30年度を目途とした3,400億円の公費を投入することとして、今年度から低所得者数に応じた1,700億円の予算措置も行われておりますが、この財源を使えば本来低所得者層のところにおける保険料は一人当たり年額5,000円程度の軽減ができる財源としても活用できる財源とも言われております。そんな中での介護分と後期分の保険料の引き上げになり、所得の低い国保加入者への負担増、影響を考えると本提案の議案については賛成できませんので、反対を表明いたします。

○委員長(小島真由美委員) ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小島真由美委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第71号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(多数挙手)

○委員長(小島真由美委員) 多数挙手です。

したがって、議案第71号「太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

<原案可決 賛成4名 反対1名 午前10時27分>

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第72号 太宰府市男女共同参画推進センタールミナス条例の制定について

○委員長(小島真由美委員) 日程第2、議案第72号「太宰府市男女共同参画推進センタールミナス条例の制定について」を議題とします。

執行部の説明を求めます。

人権政策課長。

○人権政策課長(福嶋 浩) 議案第72号「太宰府市男女共同参画推進センタールミナス条例の制定について」ご説明申し上げます。

資料は、議案書の38ページになります。

現在の女性センタールミナスは、昭和 51 年度に国、県から勤老婦人青少年福祉施設整備費補助金 3,000 万円の交付を受け、厚生労働省管轄の施設「働く婦人の家」として建設されました。

その後、平成 13 年に愛称を募集し、「女性センタールミナス」と名称を改めましたが、機能としましては、女性の地位向上を目指し、女性労働者への必要な指導、講習、両立支援、家事援助、レクリエーションの提供を主目的とする「働く婦人の家」のままでございます。

しかし、人々を取り巻く環境は変化しており、女性も男性も生きやすい新しい男女共同参画社会をめざし、働き方や生き方など男女双方への働きかけが必要となっています。

そこで、今以上に、男性にも利用しやすい施設へと変更し、市の男女共同参画の施策に沿って、多くの市民の方が学び、活動を行う拠点施設として、平成 28 年 4 月より、その用途を変更するために、女性センタールミナス条例を廃止し、新たに男女共同参画推進センタールミナス条例の制定を行うものです。

以上でございます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

船越委員。

○委員（船越隆之委員） 男女共同参画推進センタールミナスというのは名前が少し長すぎるような気がするんだけど、それと、ルミナス自体を、そういうふうな形で使うと言ってありますけれども、別にそれはいいのですが、この男女共同参画という言葉を入れることによって入りにくい方もおられるのではないかという気がしないのではないんですけれども、もう少し、皆さんが使い勝手いいような名前とか、そういう形を考えることも必要じゃないかという気がします。

あまり、男女共同参画に拘らずにですね、市民の皆様が男女とも使えるような方向性を考えながら、名前、名前をみただけで拒否反応を起こす方もおられる可能性はなきにしもあらずかなという気がしますけどもいかがでしょうか。

○委員長（小島真由美委員） 人権政策課長。

○人権政策課長（福嶋 浩） 男女共同参画推進センターという名称が長いというご指摘は、うちもそれを考えた時に推進を入れるかどうか、あるいは男女平等であるとか、近隣市町を見ながら考えたわけですけども、今回については推進をしていきたいということで、名称については、そのような形を入れさせていただきました。

それと男女共同参画、女性も男性もいきいきと輝くまちづくりという言葉の的確に表す言葉というのを審議会のほうでも考えたんですけども、中々それをぴったりと表す名称がないということと男女共同参画という言葉自体で拒否反応と申しますか、そういうご意見をいただいておりますけれども、その点についても重々理解しておるところでございますけれども、その点についても私どもの啓発不足というのを痛感しております、しっかり今後そういうところを含めまして啓発していきたいと思っております。

それと男性の利用者が少ないんですよね、ですので、どうしても男性を呼び込んで啓発していきたいという想いがございますので、男性という言葉はちょっと入れていきたいかなという想いで、こういう名称にさせていただいております。

以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） 船越委員。

○委員（船越隆之委員） このルミナス自体の中の構造自体が、要するに高齢者の方にしても、一般の若い方にしてもですね、もうちょっと使い勝手があるような中身と言いますか、私も人権擁護員をしておりますので、その男女共同参画に関しては参加したことはありますけれども、ただ、今の現状のままで、これを進めていってもですね、逆に言えば、余り効果がないんじゃないかなという気がしないでもないですね。だから、もう少しいろんな面で中の構造を変えながら、それをPRしながら進めて行くような方向性を今から先考えていかないとですね、たぶん名前を変えただけでは利用者というのは特別増えるという可能性は少ないんじゃないかという気がします。

○委員長（小島真由美委員） 人権政策課長。

○人権政策課長（福嶋 浩） 構造というのは建物のことをおっしゃっていると考えるとよろしいんですかね。

（船越委員「そうですね」と呼ぶ）

○人権政策課長（福嶋 浩） 建物については、人権政策課としましては、今、館できておりますけれども、人権政策課の気持ちとしましては、いきいき情報センターのような総合的な中の一角に、センターを構えてですね、総合的にいろんな人がくる中で、男女共同参画というのを進めたいという気持ちはございます。

ただ、建物につきましては、いろんな施設がこう輻輳して課題をもっておりますので、その中で男女共同参画推進センターも考えていきたいと思っておりますけれども、現時点においては、あの建物でございますので、教育であるとか、啓発であるとか、そういったところを充実させながら、徐々にというふうには考えておるところでございます。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。

笠利委員。

○委員（笠利 毅委員） 用途変更のために条例を一つ廃止して、これを作るということで、それはそれで納得したんですけども、女性センターのほうに職業に関する相談・指導であるとか、女性の仕事に関することですね、それが事業目的としてずいぶん入ったと思うんですけども、用途変更することによって、そうした職業相談というような内容は、どこに行けばいいというふうになっていくのかと、今、女性センターという名前でやっているものを、事業がここで引き続き行われるのか、それとも別のところに移動することになるのかというのをお聞かせください。

○委員長（小島真由美委員） 人権政策課長。

○人権政策課長（福嶋 浩） 私の説明で男性をとかいうような言葉で、そのように感じられたと思うんですけども、男女共同参画の一つには、当然女性の地位向上でありますとか、そういう職

業に関することも含まれておるので、その部分については、当然継続してルミナスで更に充実しながらと考えていきたいと思っておりますので、その辺については今まで通りということで考えていただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（小畠真由美委員） ほかにありませんか。

陶山委員。

○委員（陶山良尚委員） 今回、いきなりこういう形で名称を変えるということで提案がございました。

やっぱり、先ほど、船越委員も言われたように男女共同参画という言葉に抵抗がある方もおられると思うので、その経緯ですね、こういう形で男性の利用者を増やしたいというのはありましたけれども、それだけの為に名前を変えるのもどうかと思うのですよね。これ女性センタールミナスの前の条例を見ますと、条例の内容と今回の新しく男女共同参画推進の為に条例の事業内容がですね、若干整合性に欠けるのかなと思うのですよね、このルミナスのほうの条例の事業を見てみますと、男女共同参画に関するものが全て入ってきておまして、今までの事業はどうなのかなと、先ほど笠利委員も質問されましたけれども、そのまま継続されるという話でしたけれども、その辺の整合性がどうなのかなと思う次第でもございます。

その辺もですね、今までの経緯について、今回変える目的とか経緯とかありましたけれども、その辺をもう1回教えていただければと思いますけれども、いきなり今回、こういう形で提案されましたものですから、面食らったところもあるのですけれども、変えることによってメリットがあるのかどうか、その辺お聞かせください。

○委員長（小畠真由美委員） 人権政策課長。

○人権政策課長（福嶋 浩） まずメリットと言いますと、男女共同参画センターというふうに、きちんと打ち出すことによって、市がきちんと男女共同参画について、しっかり取り組んでいるという姿勢をそこで見せることができますし、あそこが、そういう拠点施設であるということは、それに向かっている事業について男女共同参画について考えていくんだということでアピールになると考えております。そういう意味でルミナスでやっていることが、そういう視点で進んでいくのではないかという期待は持っているところでございます。

もちろん、女性センタールミナスの時代から男女共同参画に関する事ということももうたっておりまして、その機能は有しておりました。ただ、平成20年ごろまでは用途変更するためには補助金を返さなければいけないという縛りがございましたので、用途変更するまでには至ってなかったということで、今回、それが緩和されてきましたので、名称を変更をして、しっかりと位置付けをしていきたいということでございます。

それと、事業内容が男女共同参画ということで一色になってしまっているというふうな、そういうふうな形ではございますけれども、私どもの整理の仕方としては、今までの事業はそのまま引き継ぐというところで、それぞれの条文の中で該当するようなところで整理の仕方として言葉

を選んでいったところもありますので、少し、その辺は誤解を生じているところがあるかもしれませんが、今まで以上に男女共同参画の視点で整理をし直すというようなイメージで捉えていただければと思います。

以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） 陶山委員。

○委員（陶山良尚委員） そうしたら、職員の配置とか内容的な事は同じような形で進んでいくということで、そういう認識でいいですかね。

○委員長（小島真由美委員） 人権政策課長。

○人権政策課長（福嶋 浩） はい、そのとおりでございます。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。

笠利委員。

○委員（笠利 毅委員） 少し形式的な質問なんですけれども、女性センターは厚労省の管轄であったということでしたけれども、今回、管轄というのが変わったのかという疑問と、もう一つは女性センターは太宰府市は女性センターを置くというような形になっていたんですけれども、今回は、この条例は設置するという文言になってですね、この条例は、こうこうかくかくしかじかを設置するという言い方をあえてする背景とか理由を教えていただければと思います。

○委員長（小島真由美委員） 人権政策課長。

○人権政策課長（福嶋 浩） 先ほど、用途変更で補助金のお話をしておりましたけれども、平成25年度までは補助金ということで厚生労働省の管轄でやっておりました。設立から10年経過後の転用については、現在は福岡県労働局新雇用開発課を経由しまして厚生労働省へ財産処分承認申請を行うという形で用途変更を行うということが可能になったということです。

現在については、県の課を通じまして、事前審査を受けまして用途変更についての形式上の書類上の承認を受けているというような形でございますので、今後は本議会においてご審議いただいて条例案を可決いただきましたら、すぐに本申請を行うというような形をしております。

法的根拠につきましては育児休業等に関する法律の一部を改正する法律附則第9条第1項の規定によって、なお効力を有するものとされている改正前の雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律、男女雇用機会均等法ですね、そこで働く婦人の家が、改修されましたけどそのまま効力を有しますというふうな規定で、その規定で働く婦人の家は作られているところなんですけれども、今回、これをなくしますので、地方自治法第244条第1項の公の施設の設置ということで、条例の根拠が変わりますものですから、今回、条例を廃止して、新たに制定するというふうな形をとっているような次第でございます。

以上です。

○委員長（小島真由美委員） 笠利委員。

○委員（笠利 毅委員） 確認のようなことなんですけれども、厚生労働省の管轄というか、管轄というのは変かもしれませんが、そこから離れて市独自のものとして今後運営していくことが

できるようになるというようなニュアンスで考えておけばよろしいでしょうか。

○委員長（小島真由美委員） 人権政策課長。

○人権政策課長（福嶋 浩） はい、そのように考えていただいて結構です。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。

陶山委員。

○委員（陶山良尚委員） 男性にも利用しやすいということで、もう1点お聞かせいただければと思いますが、今後名称が変更をして、今後どのような事業をですね、やっていくのがあるというのが具体的にあるのかどうか、お聞かせください。

○委員長（小島真由美委員） 人権政策課長。

○人権政策課長（福嶋 浩） 現時点では、振興財団のほうに事業については委託しておりまして、それが28年度まで続くようなことですので、急激な変更というのは今のところは考えておりません。

29年度を目途に今後は詰めていきたいと思っておりますけれども、男性のための講座ですとか、今後そういうような協議を今後、随時入れていきたいという感じで考えているところでございます。

以上です。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

笠利委員。

○委員（笠利 毅委員） 賛成の立場で討論します。

男女共同参画という名前に関する疑問も出されましたけれども、これは個人的な考えですけども女性の家とだけ書いてあるよりは、男の名前が入ってあるほうが男性にとってもいいのではないかと思いますし、やはり、両性を並べて書いておくことの意味はあると思います。

したがって、実際に看板を作る時にはどうするかという問題はあるかもしれませんが、このままの名前で良からうかと思いますし、積極的に条例上でも、こういう名前を持つことによって、市が男女共同参画、本当に男も女も暮らしやすい街を作る方向に進んでいけるようにと思い、この条例案に賛成したいと思います。

○委員長（小島真由美委員） 反対討論はありませんか。

賛成討論はありませんか。

陶山委員。

○委員（陶山良尚委員） 急な提案で、いろいろ考えて、とりあえず賛成の立場から討論させていただきますけれども、一応、こういう形で行政のほうで条例を作られて変えられるのはいいにしても、あまり男女共同参画が前面にでますと、いろんな形で以前から太宰府市の場合は騒がれた節



もありますので、それを違った方向で推進するような形になってはいけないと思っておりますので、あくまでも男女共同の観点から平等な形で、推進を進めていただくようなことであつたら、こういうセンターを作って推進していく意味では、私はあると思っておりますので、そういう形でしっかり運営のほうをやっていただければと思っておりますので、そういう観点から賛成をしていただきたいと思ひます。

○委員長（小島真由美委員） ほかに討論はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第72号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○委員長（小島真由美委員） 全員挙手です。

したがって、議案第72号「太宰府市男女共同参画推進センタールミナス条例の制定について」は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

〈原案可決 賛成5名 反対0名 午前10時47分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第73号 太宰府市総合体育館条例の制定について

○委員長（小島真由美委員） 日程第3、議案第73号「太宰府市体育館条例の制定について」を議題とします。

執行部の説明を求めます。

スポーツ課長。

○スポーツ課長（大塚源之進） 議案第73号「太宰府市総合体育館条例の制定について」ご説明いたします。

議案書43ページをお開きください。

現在、建設中の「（仮称）体育複合施設」の名称を「太宰府市総合体育館」とし、体育館とトレーニング棟を置くこと、開館時間を午前9時から午後10時まで、休館日は毎月最終水曜日、それから年末年始の6日間といたしております。

このほかに、条例には管理運営するに当たり、必要な事項を規定いたしております。使用料につきましては、48ページの別表のとおりでございます。

ご審査のほど、よろしく願いいたします。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

笠利委員。

○委員（笠利 毅委員） 先ほどルミナスに関して質問したのと似たようなことなんですけれども、

第1条に関してなんですが、ルミナスのほうは先ほどの説明があったような経緯で太宰府市がルミナスを設置し運営をしていくということでしたけれども、この第1条を見る限り、どこが設置するということと、法的根拠というものがどちらも明確に書かれていないですね、もちろん太宰府市が設置するのでしょうかけれども、設置主体を明示しなかったことに何かしらの意味があるのかと思います、その点を教えてください。

○委員長（小島真由美委員） スポーツ課長。

○スポーツ課長（大塚源之進） この施設が最初の建設当時から体育複合施設という名称で建設が進められてきました。その中身につきましては、この間ずっと議会の中でも説明しておりましたとおり、スポーツに限らず、いわゆる健康づくりの拠点としての、いわゆる利用方法、また防災機能をもった施設ということもございましたので、いろんなものをミックスした形での設置の目的という形での表記になっておりますが、施設自体はスポーツ施設でございますので、当然、私どももスポーツ課が、その施設の責任を負うという形で、私どもの施設という位置付けでやっております。

以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） 笠利委員。

○委員（笠利 毅委員） まあ、趣旨はわかりましたけれども、私がお聞きしたのは、条文上、文面上、主体を明示しなくてもいいのだろうかという疑問だったということです。

一応、それだけにしておきますけども。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。

木村委員。

○委員（木村彰人委員） 私もですね、ほかの自治体の同様施設の条例と比較するしか考えようがないんですけども、当初、この総合体育館、私、総合体育館という感じで思ってなかった、体育複合施設という形で、ずっと思ってたところなんですけれども、この総合体育館に名称が変わってるんですよ、この総合という中に複合という意味が入るのかなという解釈もできるんですけども、見る中で同じような総合体育館で、ほかの自治体の条例を比べるとですね、事業として表記があります。体育館だけではなくて、ほかの複合施設とかを見ますと、特に複合施設によくあるんですけども、複合というと内容がわかりにくいので、それを条文として、事業として、この条例の中に書き込むというケースが結構多いんですけども、今回の太宰府市の総合体育館条例については事業という形で総合体育館に含まれる事業内容が表記されてないんですけども、ちょっとわかりにくい。ここら辺は、あえて表記したほうがいいと思うんですけども、どうでしょうか。

○委員長（小島真由美委員） スポーツ課長。

○スポーツ課長（大塚源之進） この間、ずっとどのような事業をしていくのかというような質問もありましたので、庁舎内部での、いろんな事業の関係についても精査しているような状況であります。そういったものを含めながら、今後体育館を運営していく中で、いろんな形が想定される

と思いますので、私どもスポーツ課としましては、いわゆるこの施設をスポーツ施設として捉えた時の、例えば利用料金であったり、そういったものを条例上制定しなければならないということで考えてきました。それに合わせまして、先ほど申しましたとおり、いろんな取り組みが入ってきますので、そういったものについてはうちが調整をする担当としてやっていきますので、そういったものを事業のとおり全部並べていきますと、結構な数になっていくと思うのです。そういった場合に、ここの施設は指定管理をしていかなければなりませんので、あまりにも今度事業名を並びますと今度指定管理者のほうの事業が取り組めなくなるということも懸念しましたので、あえて事業名については入れていないということでいたしております。

そういうことをご理解いただければなと思っております。

○委員長（小島真由美委員） 木村委員。

○委員（木村彰人委員） 書き方なんですけれども、当初、この体育館複合施設ができる時に、私どもに対しても市民に対しても説明した言い方ですよ、これは体育だけのものじゃないよ、文化的なものもやります、防災の機能もありますという書きぶりでもいいと思うんですよ、事細かく書かなくてもですね、どこの条例でも細かいことは具体的なことは書いてないです。結構理念的な方向性だけを述べているんですけども、やっぱりそこは体育複合施設という形で体育だけじゃない施設なんだよという形で、市民にはご理解をいただいているとこだと思います。いろんな機能があるから、35億円かけるんだよというところで進んできているわけですから、これはしっかり複合機能があるんだよということを述べたほうがいいと思うのですけれども。

○委員長（小島真由美委員） スポーツ課長。

○スポーツ課長（大塚源之進） 設置の1条のところに、そういういろんな物を含めてということで、先ほど笠利委員から主体がわからないということをおっしゃいましたが、そういったものが入りますよということで、その中で明許しております。以上です。

○委員長（小島真由美委員） 藤井委員。

○副委員長（藤井雅之委員） まず、2点伺いますけれども、1点目として駐車場の使用に関してなんですけれども、駐車場は使用料は取らないで無料で使うというふうに理解しておいていいでしょうか。

○委員長（小島真由美委員） スポーツ課長。

○スポーツ課長（大塚源之進） 現在のところ無料ということで考えております。

○委員長（小島真由美委員） 藤井委員。

○副委員長（藤井雅之委員） それと3条のトレーニング棟に関してなんですけれども、正直、この条例案を見た時に、ぱっといきなり上がってきたなというような印象をもっているんですけども、これはどういう経過で今回提案されるようになったのか、そこら辺のところを説明ください。

○委員長（小島真由美委員） スポーツ課長。

○スポーツ課長（大塚源之進） 前回9月の議会の中でも、あそこの地域包括支援センター部分についての利用はどうするのかというご提案をいただきました。その後市内部です、9月28日の

日に当初地域包括支援センターが6月まで入っておりましてので、その後あそこの施設をスポーツ課のほうが今後管理をしていくというところで、関係課の調整会議の中でもその中身が決定しましたので、その後どのような形での位置付けをするのかということも含めて協議をしました。

10月の28日の日に市の三役と幹部職員の現地の内覧会を行った後に、あそこの2階部分の活用について、どのような方針でいくのかということと考えてきた中で、要は最初のうちは、あそこの2階部分についてはフリースペースということも考えてはいたんですけども、所管についてはうちがやらないといけないので、体育館の一部の施設としての位置付けは必要だろうということ、持ち物はあるけど、どういう位置付けにするのかということが中々決まりませんでした。

そういう中で市の経営会議がありますが、その中でトレーニングジムをしたらどうかという結論がでましたので、それを受けて条例上位置付ける必要がでましたので、今回の条例の中で明記をさせてもらったという、一つの経過がございます。

以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） 藤井委員。

○副委員長（藤井雅之委員） その経過のところの部分が、経過があったというのはわかるんですけども、あえて急いでここで入れる必要があったのかという疑問もあったりするわけですよ、今、あそこの1階部分に入られている団体さんへの話し合いですとか、例えば旧包括支援センターの既存建屋については、あの既存建屋を残したままでいくというふうに説明を受けた時に、いろいろ活用の方法として、いろんな形で今後ということでありましたけれども、西校区のコミュニティセンターを入れるというような、構想の段階ですよ、具体的な入れるということではなくて構想としては、そういう形も考えられますというような改選前には説明を受けておりました。その部分では西校区の自治会長さんの中にはコミュニティセンターができるんだという認識をされている方もおられましたけれども、そういった用途の変更が次々に起きているんですけども、関連している団体にそのことがきちんと説明されていないような実情もある中で、今回こういう形という提案がですね、なされているような印象を受けるんですけども、そういったところへのいろんなところへの関連団体等あると思うんですけども、そういったところへの説明とかは、どういうふうに行われているのでしょうか。

○委員長（小島真由美委員） スポーツ課長。

○スポーツ課長（大塚源之進） 先ほど申しましたとおり9月の28日の日に、いろいろ関係する課が集まって、いわゆる下のNPO関係を担当している課、自治会を担当している課、いろんな課が集まりまして、あそこの2階の活用法についてどうするのかということで、この間、藤井委員さんが言われたように、西校区のコミュニティセンターとしての活用方法とか、いろんなものがございましたけど、とにかくあそこをスポーツとしての施設の位置付けということの前提がございましたので、スポーツ課として建物を管理をするというのが前提の中で話を進めてきた関係上、例えば西校区のコミュニティセンターについては、今回についてはできませんよと、じゃあ、下のNPOにおられる身体障害者の関係の方々についても2階の部分についてアスレチックジムを

作るということについては、一応担当の福祉課のほうから話をさせていただくというふうにはしてはしております。

そういう経過はありますけど、最終的に今回の条例の中で別棟みたいな形で、あの建物をどうしても取り込まなければなりませんでしたので、トレーニング棟という表記をさせていただいて、そこにアスレチックジムを置くというような形の中での提案をさせてもらったような状況でございます。

以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） 藤井委員。

○副委員長（藤井雅之委員） NPOの関係とか担当課から話してもらおうというふうに指示の系統がでてるといのはわかりましたけども、それならですね、まずそのNPOからの返事をもたってから、こういった形で・・・体育館の設置条例は作るにしてもですよ、後で一部改正という形で対応することでも良かったのではないかなと思うのですけれども、急いでこのトレーニング棟というのまで、今回位置付ける必要性が、なんかいまいち、まだ関連する団体から返事も来てない訳ですよ、すでに1階に入居といいますか、されておって、今度2階にアスレチックとかスポーツジムというのがくるとなれば、騒音問題だったり人の導線の問題だったりとか、今入っておられる団体からの要望等も反映させ、あるいは意見等もあるわけでしょうから、そういった部分が反映されずに決定事項として下りていくという部分には、ちょっと若干疑問があるのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○委員長（小島真由美委員） スポーツ課長。

○スポーツ課長（大塚源之進） 藤井委員がおっしゃるとおりだと私も思います。

しかし、いわゆるあそこの位置付けが、今まで包括支援センターが入っていた時にも、あの建物自体のいわゆる条例が何もなかったんですよ、今回体育館できるということで、あの建物自体も体育館の一部の中に取り込むというのが、今回の前提でございましたので、その中でもアスレチックジムという置き方をしたということについては、判断が甘かったのかなというのは一つあります。

以上です。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。

木村委員。

○委員（木村彰人委員） そもそも9月の定例会では、体育複合施設にはジムは作らないということと言って、私どもしょうがないなというところで、けれどもですね、体育複合施設の中にジムを作らないと活用する上で非常に困るなということでも継続的に考えなければならないと思ってたところなんです。たしかに体育複合施設の中ではないですよ、別棟なんで、別棟に作るという意味だったのかと勘繰ったりするのですけども、そもそもジムを作るというのがですね体育複合施設の中にあるから、機能的に利便的にすごくいいのであって、あそこの2階に作るというのは利用者、まず利用者ですね、利用者の方が第一、使いづらい。

それと管理上ですね、別棟ということで非常に管理するほうも大変だと思います。そういうことで、担当課、専門の担当課としてですね、あそこの利用ということは非常に考えないといけないことなんですけれども、あそこの利用するにあたっては、決めたのは、たぶん三役ほか幹部の方のというふうに今のお話からは聞こえたんですけども、担当課のほうとしてはですね、技術的などころから、専門的な見地からしてですね、あそこ2階に作るというのは適切なんじゃないかな。

○委員長（小島真由美委員） スポーツ課長。

○スポーツ課長（大塚源之進） 正直なところを申しまして適切ではないと思っております。

本当は体育館の内部の中に入れておきたいんですけども、要は、どうしてもジムがないと人の集客の関係もございましたので、じゃあ、当初の計画の中で最初にジムを体育館の中に置かないという前提でできておりました。

それでジムはどのようにするかという話になった時に、どうしてもそこの上を持っていかざるを得ないのかなと、ただ木村委員が言われるように導線の問題とか、いろんな問題からすれば人の集客からすれば中々厳しいのかなというのは感じております。

○委員長（小島真由美委員） 地域健康部長。

○地域健康部長（友田 浩） ちょっと、いろいろご意見はいただいておりますけれども、トレーニング棟の設置する分について2階が適切かというところがございますが、いろいろ施設整備等もリフトを付ける検討をしたりとか、内部的には利用がしやすい環境を作るという方向でもっていくという協議をしたところで、あちらのほうに持っていくということで方針決定をしたところなのでご理解をいただきたいと思っております。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。

木村委員。

○委員（木村彰人委員） もう一つ言いますと、今の市民プールにあるジムですけども、非常に狭くて使い勝手が悪いという話を聞く中でですね、とはいうものの、プールとジムと一緒に使っちゃるリハビリとかですね、そういう使い方もあると聞いております。そこで、ちょっと手狭なジムでありますけれども、それを道路挟んで反対側の別棟、さらに2階に持っていくと、そこにリフトを付けるからということであればですね、今の現段階の小さなジムでありますけれども、その利用者の方の利便性、それをさらに不便にしてしまう結果になってしまうのではないかなと思うのですけれども、それはどうでしょうか。

○委員長（小島真由美委員） 地域健康部長。

○地域健康部長（友田 浩） 移動等を伴うということで、その点については利便性の向上というのには繋がらないかなと思っておりますが、今、委員がおっしゃられたように場所が少し狭いということですので、今回2階の部分につきましては、今のジムの場所よりは広くなりますので、その分施設が充実するということで、そちらのほうの機能性の向上という部分をですね、優先をさせていただいたというところがございます。

○委員長（小島真由美委員） 木村委員。

○委員（木村彰人委員） たしかに、今の床面積と比べて、2階のほうが広いのは私もわかるのですが、利用者の方から言うとは、ただマシンで体を動かして帰るわけではなくて、当然マシンで体を動かすと汗をかく、汗をかいたらシャワーを浴びてという一連の流れでですね、利用されるらしいんですよ、そうするとあそこの2階なんですけども、ただの今のところは広いスペース、トイレはありますか、そこにですね、そこにですねシャワーとか、そういう施設を作ってまで充実させるという方向で行かれるんでしょうか。

○委員長（小島真由美委員） 地域健康部長。

○地域健康部長（友田 浩） 現段階については、そういう付帯設備といいますか、そういう分についての構想はございません。

体育館本体の部分でのご利用をしていただくという計画でございます。

○委員長（小島真由美委員） ほかにございませんか。

藤井委員。

○副委員長（藤井雅之委員） 今、リフトというような発言がありましたけども、リフトというのは、ここに提案されているトレーニング棟に付けるというものなんですか。

○委員長（小島真由美委員） 地域健康部長。

○地域健康部長（友田 浩） すみません。まだ具体的なそういう話、リフトを付けるといった決定事項ではございませんので、先ほど言われましたようにバリアフリーというか、体のご不自由な方がこられた時の利用される形態としてですね、そういう物を付けていかなければいけないのではないのかなということで、今内部で話を進めているところでございます。

○委員長（小島真由美委員） ほかにございませんか。

笠利委員。

○委員（笠利 毅委員） 今の一連の流れに一言と、あと、もう一つ別の質問があるのですが、今のお話を聞いているとスポーツ課が管理をしなければならないので、トレーニング棟という形で条例の中に位置付ける必要があったと、まあ、それ自体はわからないわけではないのですが、ただし、複合施設であるという、そもそものこの施設の性格付けを考えると、今の別棟がですね、トレーニング棟という名称にする必然性が本来ないと思うんですよ。必ずしも体育施設としてあそこを使わなくても、いろいろとある様々な用途の中であの棟を位置付けて、管理はスポーツ課がしてもいいかとは思いますが、まあ、そういう印象を受けます。

その限りでは、やはり、私もこれに関して若干疑問を覚えます。

○委員長（小島真由美委員） 回答は。

（笠利委員「これについては回答は結構です」と呼ぶ）

○委員長（小島真由美委員） ここで11時20分まで休憩をいたします。

休憩 11時08分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 11時20分

○委員長（小島真由美委員） 休憩前に引き続き会議を再開します。

引き続き質疑はありませんか。

笠利委員。

○委員（笠利 毅委員） 運営、指定管理者への運営についての仕組みについて少し基本的なことを教えていただきたいんですけども、この施設が集客性であるとか効率性というものを重視して設計して運営していくということでしたけれども、利用料金ですか、それは指定管理者の収入にするという形になっておりますけれども、それは市が負担して作った形の施設なので市民としては効率の良い運営ということであれば、当然市の負担が少なくなる方向で理解していると思うんですよね、そうすると、指定管理者に入る収入が利用者が多くなるに連れて、どんどん増えれば、その分が7月の市民説明会でランニングコストの試算というものが出てますけれども、あそこにある人件費であるとか、光熱費であるとか、その他諸々の費用に上乗せした分はどんどん使われていくと、そのことによって市からの持ち出しが減っていくと、そういう仕組みだと理解すればよろしいですか。

○委員長（小島真由美委員） スポーツ課長。

○スポーツ課長（大塚源之進） はい、その通りでございます。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。

船越委員。

○委員（船越隆之委員） 体育複合施設に伴って、そのトレーニングジムを包括支援センターに作るということなんですけど、包括支援センターの1階は、要するに障がい者関係の1階にありますけれども、太宰府においてですね、福祉関係の力入れとしてですね、トレーニングジムじゃなくて、そういう障がい者のリハビリ室という感じのですね、方向性とかは全然考えられてなかったんですかね。

○委員長（小島真由美委員） スポーツ課長。

○スポーツ課長（大塚源之進） できるだけ障がいを持たれてる方については、体育館本体のほうで、そういうスポーツなりをしていただくようには考えておりました。

○委員長（小島真由美委員） 船越委員。

○委員（船越隆之委員） 障がい者の方がですね、例えば、そこまで障がいがない方は体育館利用することは必要だろうけども、その実際リハビリすれば、ある程度の推移まで回復するような人もおられると思うのですよね、その時点で、そういうリハビリをするジム内センターを作るほうが私は大事ではないかと思うんです。

ただ、今回のトレーニングジムを作ることにしましてはですね、単に議会のほうでもトレーニングジム作らないのかという意見がいっぱい出てましたので、それに伴ってですね、包括支援センターに作っておこうかと安易な考えで、そこに持ってきたんじゃないかという気がしてならないんですよ。これ、ちょっときつい言い方しますけどね。



だったらですね、障がい者のNPOが1階にあるんだったら、障がい者のためにですね、やっぱりリハビリをする場所を提供してやるというのもですね、市としては、それは考えておかなければならない問題じゃないかと私は思うんですよね。そういう意味でもですね、ただトレーニングジムを作ればいいというような考えじゃ、私自身納得できない部分もあるんですよ。そのところもう少し、そういう方向性もじっくりと考えられたのかなということをどうかというのを聞かせ願いたいんですけども。

○委員長（小島真由美委員） スポーツ課長。

○スポーツ課長（大塚源之進） 今、舩越委員が言われた部分については、考えてはおりませんでした。

以上です。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。

陶山委員。

○委員（陶山良尚委員） もともとですね、その体育館建設に当たってはですね、元包括支援センターがあったところに関しては、そのまま残すと、今の障がい者団体とか入っていただいて、そこで使ってもらいと、そしてプールにあるジムに関しては、そのまま活用するというので基本的にはそういう形で、今までも経緯があって、議会でも可決してきたわけですよね。今になって新たに別の場所にスポーツジムを作るとかですね、こういう行き当たりばったり政策をしてもらっては、議会に対して説明がつかないと思ってるんですよね、なおさら新しいところに作ってシャワー室は作らないとか更衣室もないとか、そういう施設はないと思うんですよ、はっきり言って。

まずは、条例に入れずに体育館の運営が始まって、それから利用者に対して、いろんな意見を聞いていとか改善していくとかでもいいと思うんですよ、先ほど藤井委員が言われましたけど、あそこに関しては西校区の校区自治協議会の事務局が入るとかあるわけですよね、あそこは空けておいてもいいと思うんですよ。

こないだから、今期に入りまして、例えばブリッジが外されたとか計画の変更とか。そういうことが度々起こってもらっては一貫性がないと思っておりますので、極力そういうことがないような形でですね、せっかく作る体育館ですから、皆さんが使い勝手がいいような形で進んでいただきたいと思っておりますけども、そういう意味ではトレーニング棟とかの記載も入れずに今後の課題としてやっていければいいと思っておりますけども、そういう形で進めていただければいいかなと思っております。回答は結構でございます。

○委員長（小島真由美委員） 舩越委員。

○委員（舩越隆之委員） この包括支援センターにトレーニングジムを作ることに関して、実際にどれぐらいの費用が掛かるんですか。

○委員長（小島真由美委員） スポーツ課長。

○スポーツ課長（大塚源之進） 費用面でいいますと、マシンを入れる分の費用ということになるん

ですか。

○委員長（小島真由美委員） 船越委員。

○委員（船越隆之委員） リフトは作らないんですか。作るんでしょ。

○委員長（小島真由美委員） スポーツ課長。

○スポーツ課長（大塚源之進） リフトについては、今見積もりを取っているような状況でございます。

○委員長（小島真由美委員） 船越委員。

○委員（船越隆之委員） 今の状態では、予算的なことはわからないということですね。

○委員長（小島真由美委員） スポーツ課長。

○スポーツ課長（大塚源之進） 現段階ではわかりません。

○委員長（小島真由美委員） 陶山委員。

○委員（陶山良尚委員） 細かいことですが、今プールにあるジムとですね、今度条例の価格表ですかね、利用者の利用料を見せてもらったら、若干、利用料が高くなってるんですよ、トレーニングルームの。

これに関しては新しい機械を入れる形を考えたの値上げをされている部分とかあるのかなと思うんですけども、その辺ちょっとなんで高いのか教えていただければと思います。

○委員長（小島真由美委員） スポーツ課長。

○スポーツ課長（大塚源之進） 今度、考えておりました、トレーニングルームについては指定管理者のほうでマシンを準備していただいて、そこでの活用というのを考えておりました。

料金につきましては、今、いきいき情報センターの金額がこの金額で運営されていますので、その金額で合わせたということでございます。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。

木村委員。

○委員（木村彰人委員） 重ねてなんですけども、地域包括支援センター棟の建物なんですけれども、あそこを今回の体育館条例でカバーしなければならぬというご説明でしたけれども、あの地域包括支援センター跡の建物ですけれども、それこそ目的をほかの部局、スポーツ課だけではなくてですね、福祉の分野かもしれません、いろいろですね、目的をしっかりと定めてですね、そこであそこだけ公共施設として条例を立てればいいことだと思っています。その間、条例でカバーできていないという不備はあるかとは思いますが、ちょっと続けていいですか。

指定管理者についてちょっとお伺いしたいんですけども、指定管理者による管理ということで、これが14条から書いてあるんですけども、これは私も一つ覚えですけども、ほかの自治体の体育複合施設関係の条例と突き合わせて見るだけなんですけども、その指定管理者を定める場合にはですね、もう少し詳しい内容で記述がございます。指定管理者の指定の手続きとかですね、管理の基準とか書いてあってですね、あと指定管理の機関とか条例に盛り込んでるものがございます。

今回16条、指定管理者が行う業務は次のとおりとする。これをですね、業務が書いてあるんですけども、ちょっと心配なのが、体育複合施設の利用率が上がらないんじゃないかという心配、これも指定管理者にお願いするのであれば、体育館の利用促進に関することというものを入れたほうがいいんじゃないかと思っております。

要は指定管理に関する条項を、もう少し手厚くですね、条文として書き込む必要があると思うのですが。

○委員長（小島真由美委員） スポーツ課長。

○スポーツ課長（大塚源之進） 今後、公募をいたします公告、それと仕様書、そういったものの中に、そういったもの盛り込んで、今から公募していきたいと考えております。

実際に指定管理者がどういう形で決まるかどうかはわかりませんが、決まった段階での最終的な煮詰めはやっていきたいなと思っております。

今の段階でいろんな条項を入れますと、いろんなところに聞きたいと、いろんな仕様書についても知りたいというところがございますので、今の段階では議決を得ておりませんので、それについて公開できませんと全部お断りしておりますので、そういったものが今回の議会の中で議決をいただければ、その後に一斉に明らかにしていくという形で進めていきたいと考えておりますので、その辺についてはそういう流れで煮詰めさせていただこうと思っております。

以上です。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。

木村委員。

○委員（木村彰人委員） 指定管理者が行う業務についてですね、維持管理に関すること、これは当たり前で、あと使用許可に関すること、これも通常考えられる当たり前のことなんですけども、一番公募型ですね、事業者さんを集める場合に気になるところはですね、どういう管理運営をしていただくのかというのが非常に気になる場所なんです、どういうアイデアが出てくるのかというのを、待ちってことなんですけども、しっかり市のほうが、どういうイメージで、この施設を運営していくのかという形を、描いて行かないと比べようがないんですよ、A社、B社、C社どれがいいかじゃなくて、まず市の考え方をしっかり持ったところで、それに対してA社、B社、C社、どれがいいのかという形で進められると思うのですよ、市が考える指定管理者の管理の仕方、どういう管理を考えてるのかお聞きしたいんですけど。

○委員長（小島真由美委員） スポーツ課長。

○スポーツ課長（大塚源之進） 当然、施設の管理というのは大前提になりますが、一番大きいのは指定管理者が行う自主事業が大きな採点のポイントになってくると思っております。それが私どもが考えている中身と合致しているのかということも含めて、今後の流れからすれば、公募したのちに現地での説明会をやって、事業計画を立てていて、収支計画も含めてですが、それも書類上出していただくと、その後いわゆるプロポーザルみたいな形で面接をやるという形での進め方をやっていこうということで考えております。その中で先ほども申したとおり、私どもが考えている事

業と一致するのがということが一つの評価になっていくのではないかなと思っております。

○委員長（小畠真由美委員） 木村委員。

○委員（木村彰人委員） そうしたら、その市が考えている事業のイメージですよね、それは中々こういう場とか、対市民的には言えないんでしょうか。

○委員長（小畠真由美委員） スポーツ課長。

○スポーツ課長（大塚源之進） 先ほど木村委員が言われたように集客をどうするのかというのが大きな課題だと思っております。

ただ、いろんな大会あたりとかも、すでに計画とかがされてあつてですね、それも入れ込まないといけないという状況もございます。そういう中での集客事業とかなっていきますので、それについては具体的にどうだというのは、この場ではちょっと・・・（聴取不能）・・・かなと思っております。

○委員長（小畠真由美委員） 木村委員。

○委員（木村彰人委員） ちょっと続きましてですね、使用料の話が出てましたけども、使用料を決めてらっしゃいますけども、これの決定の根拠はなんでしょか。

○委員長（小畠真由美委員） スポーツ課長。

○スポーツ課長（大塚源之進） 今、近隣では春日市が新しく体育館を建設しております。大野城市にも総合体育館がございまして、それぞれの利用料金を比較しまして、床面積でござますとか、いろいろなものを割り出した中での一番妥当な線はこの線だと、私どもは考えて、今回提案をさせてもらっている状況でございます。

○委員長（小畠真由美委員） ほかにありませんか。

陶山委員。

○委員（陶山良尚委員） ちょっと指定管理の話が出たので関連してございますけども、今度公募型の指定管理ということですけども、この計画というのは明らかになっているのでしょうか。

それと、プロポーザルのようなというお話しでしたけれども、これプロポーザルでいいんですかね、それと1点、プロポーザルでやるなら、これ期間的に間に合うのかなと、中身を検討する中で思ってますけども、その辺ご回答お願いします。

○委員長（小畠真由美委員） スポーツ課長。

○スポーツ課長（大塚源之進） あくまでも、これは前提でお話ししますけども、今議会で議決いただきましたら、すぐに公告をやります。その後年が明けてすぐに現地での説明会、それから質疑応答を受けながらの事業収支計画を立てていただいて1月末ぐらいに、そういう書類を出していただくと、その後先ほど申し上げましたとおりプロポーザルを行いながら2月中旬ぐらいまでに業者を決定して仮協定を組んでいきたいと、それで決まりましたら、3月の議会に上程をして、そこで議決いただいて本協定という流れで進めたいと思っております。

○委員長（小畠真由美委員） 陶山委員。

○委員（陶山良尚委員） それと先ほど指定管理者に対して自主事業を担わせるような話しでござい

ましたけれども、これについて組めるような事業者というのはある程度決まってくると思うのですが、これは基本的にスポーツに関する自主事業ということで、指定管理のほうで計画されてやられるのかどうか、その辺教えていただければと思います。

○委員長（小島真由美委員） スポーツ課長。

○スポーツ課長（大塚源之進） メインはスポーツがメインだとは思いますが、先ほども申しましたように、この施設は文化的な分もございますので、要は文化的な行事をいれる時には指定管理者との協議をやりながら織り込んでいくという形で進めたいと思っております。

○委員長（小島真由美委員） 陶山委員。

○委員（陶山良尚委員） 文化的な事業をする意味では、今までどおり中央公民館のほうも含めて文化的事業も企画されるのか、そういう形で認識していいのでしょうか。

窓口がよくわからないので、文化事業とスポーツ事業とありますよね、スポーツ事業は指定管理がするけれども文化事業についてはどこが窓口になって進めていくのかとですね、せっかく今回中央公民館が600名、体育館が2,000名近く入るということで、その辺の中と大とですね、ホールについても住み分けができると思うんですけど、そういう意味で大きなイベントをする時には体育館も使えますから、そういう意味で大きな文化事業する時には、どこが市の中で言ったら、どこがどういうふうな形で事業を興行するのか、その辺の明確さに欠けるのかなと思うのですが、その辺、教えていただければなと思います。

○委員長（小島真由美委員） スポーツ課長。

○スポーツ課長（大塚源之進） 基本的には、指定管理者との窓口はスポーツ課が窓口になります。

ただし、文化的な事業につきましては文化学習課が企画したり、いろんなものがしたものについては、うちが窓口として指定管理者との調整を図って、そこで事業を打つという形になると思います。

以上です。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで質疑を終わります。

（藤井雅之委員「委員長」と呼ぶ）

○委員長（小島真由美委員） 藤井委員。

○副委員長（藤井雅之委員） 討論に入ります前に、議論のほうは出尽くしたというふうに認識しましたが、トレーニング棟については疑問点も、先ほど舩越委員の質問でもありましたけども、予算の問題とか疑問点が解決した状態とは言えないので、修正の動議を提出したいと思いますので、対応をお願いします。

○委員長（小島真由美委員） 暫時休憩に入ります。

休憩 11時38分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 11時39分

○委員長（小島真由美委員） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

ただいま、藤井委員から議案第73号について別紙修正案のとおり修正動議が提出されました。
ここで、提出者の説明を求めます。

藤井委員。

○副委員長（藤井雅之委員） トレーニング棟アスレチックジムの件については、先の9月議会で市長は新たに設置、検討する等の言及はありませんでしたが、今12月議会におきまして、いきなり旧包括支援センター既存建屋に設置する条例案が提出をされました。

市民の意見や政策判断の説明について、不足している点もあるように質疑を通して感じられましたし、また使用しておられる現在の団体、また当初既存建屋を残すという段階で様々な活用計画が示され、そらに関わりのある団体からの意見集約もきちんといわれているとは言えない状況であると考えております。決定に至るまでの経過が不透明な点があると感じました。もう少し時間をかけて調査、検討するべきと考え、本条例案からトレーニング棟アスレチックジム等の関係条項については削除する修正案を別紙のとおり提出します。

別紙のほうも読み上げさせていただきます。

議案第73号「太宰府市総合体育館条例」の一部を次のように修正いたします。

まず、配付の議案書44ページです。

第3条を削り、第4条を第3条とし、第5条から第18条までを1条ずつ繰り上げます。

次に議案書の50ページです。

別表中「第10条関係」を「第9条関係」に改め、同表の「2個人使用する場合」の中の多目的ラウンジ、ランニングコース、アスレチックジムとありますが、多目的ラウンジ、ランニングコースに改め、同表備考中5を削る。

以上であります。

修正案のご賛同を委員各位にお願いしまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

これから修正案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで修正案に対する質疑を終わります。

続いて、修正部分を除く原案について協議を行います。

ご意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで修正部分を除く原案について協議を終わります。

それでは、まず修正案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで修正案に対する討論を終わります。

修正案について採決を行います。

藤井委員から提出された修正案に賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（小島真由美委員） 全員挙手と認め、修正案は可決されました。

〈修正案の可決 賛成5名 反対0名 午前11時42分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（小島真由美委員） 次に修正部分を除く原案に対する討論を行います。

修正部分を除く原案に対する討論はありませんか。

笠利委員。

○委員（笠利 毅委員） 修正部分を除く部分に関しては賛成する形で討論しておきたいと思えます。

いろいろ説明がありましたように、条例を定める必要性について認めることは、やぶさかではなく、また、そうでないと困るかと思えます。

ただ、ほかの委員からもいくつかの指摘がありましたけれども、この総合体育館における事業と今後の運営展開、まだ、はっきりと見えてこないところが残っているかと思えます。その辺を3月議会には指定管理者を決めてという話も先ほどありましたけれども、その過程においても、可能な限り具体的にわかりやすい形で、私たちにも市民にも伝わるように、これは希望した上で賛成としたいと思えます。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。

木村委員。

○委員（木村彰人委員） 賛成の立場からの討論させていただきます。

先ほど質疑の中で条例、条文について意見を言わせていただきましたけど、中々ですね、私としては、もうちょっと、しっかり内容を詰めてですね、条文で表したておいたほうがいいと思うところが結構あります。今のままじゃ、かなり緩い、どうとでも解釈できるような隙間があるような感じがするんですね、これはほかの条例も含めて一応考えていかないかんとかなと思っております。そういうことを意見を述べさせていただいて賛成討論とさせていただきます。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで修正部分を除く原案に対する討論を終わります。

採決を行います。

修正部分を除く原案について賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（小島真由美委員） 全員挙手と認め、修正分を除く原案は可決されました。

よって、議案第73号は、修正可決として本会議に報告します。

<修正部分を除く原案の可決 賛成5名 反対0名 午前11時45分>

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第74号 平成27年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について

○委員長（小島真由美委員） 日程第4、議案第74号「平成27年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について」の当委員会所管分を議題とします。

お諮りします。

審査の都合上、事項別明細書の歳出から審査を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） また、歳出の補正を説明していただくに当たって、関連する項目として同時に説明したほうがわかりやすい別の補正項目については、同時に説明をお願いしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） 異議なしと認め、歳出から審査を行い、執行部におかれましては、同時に説明したほうがわかりやすい別の補正項目については、歳出の中で説明をお願いいたします。

それでは、補正予算書16、17ページをお開きください。

2款2項4目、男女共同参画推進センター管理運営費について、説明を求めます。

人権政策課長。

○人権政策課長（福嶋 浩） 2款総務費、2項4目女性政策費、121男女共同参画推進センター管理運営費、15節工事請負費、看板設置工事32万円について、ご説明いたします。

今回、平成28年4月より、女性センタールミナスを男女共同参画推進センタールミナスとして、用途変更するように条例制定の議案を提出しておりますが、それに伴いまして、ルミナスの建物に表示されているサインや県道に設置されている誘導サインを新しい名称である「男女共同参画推進センタールミナス」へ変更するための工事費を計上させていただいております。

よろしくご審議をお願いいたします。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

笠利委員。

○委員（笠利 毅委員） 道にある案内板の名前が古いというのはルミナスに関わらずいくつかあったんですけども、ちなみに何カ所案内板を修理する予定なんですか。

○委員長（小島真由美委員） 人権政策課長。

○人権政策課長（福嶋 浩） 建物自体が2カ所、それから建物に礎石があるので、それを撤去します。それと誘導サインについては農協の前に2カ所ありますので、計5カ所ということになります。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） 次に、2款2項5目、コミュニティバス運営費について、説明を求めます。

地域づくり課長。

○地域づくり課長（藤田 彰） 2款総務費、2項企画費、5目地域づくり推進費、240コミュニティバス運営費修繕料100万円の増額補正でございます。

これは、コミュニティバス「まほろば号」西鉄太宰府駅に設置しております電子バス停にかかるコンピュータほか電子機器等の交換にかかる費用でございます。太宰府市内の主要なバス停には、コミュニティバス「まほろば号」や西鉄の路線バスの運行状況がリアルタイムに分かるバスロケーションシステムを搭載した電子バス停を設置し、お客様の利便性の向上や市の情報の発信などを行っております。

今回、平成21年に設置いたしました西鉄太宰府駅ロータリー側でございますが、この電子バス停が、本年10月20日に故障し、バスの運行状況表示が不可能となりました。西鉄太宰府駅をご利用される方は、市民や通学の学生はもとより、大好評を得ています太宰府からJR博多駅を運行いたしております太宰府ライナーバス「旅人」の乗客である多くの観光客も利用されております。

故障の原因は、設置から5年以上を経過し、内蔵いたしておりますエアコン、コンピュータや無線のルータの老朽化などの障害によるものと思われ、機器の交換が必要となってまいりました。

予測不能の故障のため、当初予算として修繕料は計上しておらず、緊急的な修繕として今回100万円を補正するものでございます。

なお、応急対策として、いきいき情報センターバス停に設置しております電子バス停の内部機器を西鉄太宰府駅に移設いたしておりますので、現在のところ、西鉄太宰府駅の電子バス停は稼働はしておりますけれども、いきいき情報センターの電子バス停が停止中ということでございます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

藤井委員。

○副委員長（藤井雅之委員） 説明の部分はわかりました。ですけれども電子バス停に関しては太宰府駅1カ所だけじゃないですよ、今おっしゃった、いきいき情報センターだったりとか、似たようなところもありますけど、ほかのところのバス停の対応は大丈夫なんでしょうか。

○委員長（小島真由美委員） 地域づくり課長。

○地域づくり課長（藤田 彰） こちらが一番壊れやすかったというのは日がよく当たる部分であり

まして、内部機器の熱を持ちやすいということもあったので、最初に破損が見受けられましたけれども、今後は年次計画をもって、一部修繕できるもの、取り換えが必要なものについては年次計画をもって取り換えていきたいというふうに考えているところでございます。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） 次に、18、19ページをお開きください。

3款1項1目社会福祉総務費の職員給与費について、説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（阿部宏亮） 3款1項1目社会福祉総務費、細目001職員給与費についてご説明いたします。

2節給料114万9,000円、3節職員手当等378万8,000円、4節共済費146万1,000円につきましては、関係課職員の4月及び7月の人事異動に伴うもの、及び地域手当が3%から5%に改正されたことによる補正でございます。

以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

笠利委員。

○委員（笠利 毅委員） 何人の方が異動されたんでしょう。

○委員長（小島真由美委員） 福祉課長。

○福祉課長（阿部宏亮） 職員全体については記憶にございませんけれども、今回計上している部分は関係課の部分でございまして、こちらのほうの対象人数が32名となっております。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） 次に、同目、国民健康保険事業特別会計関係費について、説明を求めます。

国保年金課長。

○国保年金課長（高原 清） 3款1項1目社会福祉総務費、細目060国民健康保険事業特別会計関係費5億715万2,000円についてご説明申し上げます。

28節繰出金、国民健康保険事業特別会計繰出金の5億715万2,000円の増額補正でございますが、内容としましては、1つが国保特別会計の赤字補填のための繰出金5億円ともう一つが国保特別会計の人件費の増額に係る繰出金715万2,000円でございます。

これまで国民健康保険事業特別会計におきましては、決算赤字の補填のため、次年度予算からの繰上充用で対応しておりましたが、平成26年度決算時点におきまして、累積赤字が10億5,638万2,476円となりました。この累積赤字の削減のため、一般会計から5億円の法定外繰り入れを行うものであります。また、人件費分の繰出金につきましては、職員の異動や地域手当の

見直し等により職員給与費の増額に係る分でございます。

なお、法定外繰入に伴う歳入財源につきましては、補正予算書の12ページ、13ページをお開きください。18款1項1目基金繰入金、8節財政調整資金繰入金6億9,728万5,000円のうちの5億円を財源としています。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

木村委員。

○委員（木村彰人委員） 平成26年末で10億5,600万累積があるんですけども、今回5億円をということなんですけど、まだ半分以上残っているわけです。これ5億円に決めたわけ、まだ残ってますよね、来年度も同じ形で5億円を上げてきて最終的に30年に向けての返済をしていくのか計画をお願いします。

○委員長（小島真由美委員） 国保年金課長。

○国保年金課長（高原 清） 今、ご指摘があったように、まだ赤字が5億円以上残ります。さらに平成27年度、本年度については赤字が出る見込みとなっております。

今後平成30年度から太宰府市が福岡県と共同して国民健康保険の運営を行うようになっておりますので、それまでには赤字につきましては、削減を図りたいと、私としては考えております。

今後の法定外繰入れの計画につきましては、平成27年度の国保事業の決算等をみまして、どのようにしていくのか、財政当局とも協議をしながら進めていきたいと思っております。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。

笠利委員。

○委員（笠利 毅委員） 一応、お尋ねしておきたいんですけども、赤字補填の方法ですね、今回は財政調整基金を取り入れるという形ですけども、太宰府で可能かどうかは別にして、それ以外の方法というの、どこかでよそでやっているところがあるとか、別の方策というのはあるんでしょうか。

○委員長（小島真由美委員） 国保年金課長。

○国保年金課長（高原 清） 今、お尋ねがありました、別の方策ということですけども、現時点におきましては全国的に見ましても、国保の財政状況は大変厳しいものがありまして、半数以上の保険者、各市町村におきまして、法定外繰入れが実施されている状況でございます。

太宰府市は、これまでですね、赤字の見える化というところで、この法定外繰入れは行ってきておりませんでしたけど、筑紫地区のうち以外の3市1町は、これまでも法定外繰入れを実施されております。

それ以外のところの赤字の補填については、太宰府市で行っております繰上げ充用、現時点では、この2つが赤字の補填の方法となっておりますけど、これ以外にも方法と致しましては、これ

までも本市も要望しておりますけども、国や県等に交付金の財政の措置等を要望いたしまして、国からの財政支援をしていただくしか方法はないかなと思っております。

○委員長（小島真由美委員） 笠利委員。

○委員（笠利 毅委員） 関連することかもしれないですけども、法定外繰入れによって一般財源から国保のほうにお金に移るということになると、国保に入っていない方のお金が一部行くということなんですよ、そういう方が、それはおかしいのではないかという話が出た時に、どのように説明をされるのか、あるいは例えば繰入れをしても、結局はみんなにメリットがあるのかと言えるのかどうか、一応お聞かせください。

○委員長（小島真由美委員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（中島俊二） 笠利委員がおっしゃいますように、私どもも、これまで市民の方の二重負担になると、ご自分の健康保険を会社等で払いながら、市税という形で一般財源を活用するのは二重負担になるのではないかとありまして、これまで法定外繰入れについては、慎重に考えていたところでございます。

国民健康保険は健康保険の医療保険の一つでございまして、75歳以上になれば後期高齢者医療制度に皆さんなられますけども、74歳まで、75歳までお勤めになられれば、健康保険はあるんですけども、通常であれば、60歳、65歳になれば定年を迎えられて、その後は、どなたかの扶養に入られるか、もしくは国民健康保険ということで、国民健康保険が健康保険の最後の砦と考えております。

そういう意味で、健康保険制度を維持していくためには、今回の法定外繰入れはやむ得ないというふうな判断をして、今後も市民の皆さんには広報をしていきたいというふうに考えております。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。

木村委員。

○委員（木村彰人委員） 12月の市の広報にですね、26年度の国民健康保険事業の決算というページを付けてらっしゃると思うんですけど、今回5億円を法定外繰入れするのに合わせて、やっぱり1歩踏み出した形で積極的に動き出したのかなと私思ったんですけど、この広報に書いてあります、これ被保険者の皆さんへお願い、取り組んでもらいたいこととしっかり書いてありますよね、そこら辺も合わせて、これを付けられた市の本意といいますか、私はいいことだと思うんですけど、中々今まで表に出なかったですよ、これをどういうふうに市民にアピールというか、情報発信していくのかお聞きしたいんですけども。

○委員長（小島真由美委員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（中島俊二） 先ほど担当課長が申しましたように、これまでずっと繰上げ充用を行ってまいりました。その中でも毎年決算の中で市民の皆様国民健康保険の状況というのをお知らせしておりました。

それで、医療費の適正化ということも市民の皆様にお願ひしておるところでもございますし、

健康づくりにつきましても特定健診をはじめ様々な検診を推進をしていくということで行ってまいりました。

今回、やはり、今回の改定に向けて、より深く、その市民の皆様にご案内しなければいけないということで、今回の広報にいたったところでございまして、今後も国保の状況を表面に出しながらですね、市民の皆様健康づくり等のご理解をいただきたいと思っております。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） 次に、同日臨時福祉給付金給付事業費から4目障がい児通所支援給付関係費までについて、説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（阿部宏亮） 3款1項1目社会福祉総務費、細目990臨時福祉給付金給付事業費185万円についてご説明いたします。

23節の償還金、利子および割引料、臨時福祉給付金給付事業費国庫補助金精算返還金及び臨時福祉給付金給付事務費国庫補助金精算返還金につきましては、平成26年4月から消費税率が8%へ引き上げられることに伴いまして、所得の低い方々への負担の影響に鑑み、暫定的、臨時的な措置として臨時福祉給付金を支給することとされました。

この給付金につきましては、100%国からの補助金として各自治体へ概算請求に基づき交付されておりました。今回、この給付額及事務費の決算により額が確定しましたことから、その差額をそれぞれに精算返還を行うものでございます。

続きまして、3款1項4目障がい者自立支援費、細目30障がい者自立支援給付事業費についてご説明いたします。

20節扶助費ですが、まず介護・訓練等給付費1億4,500万円につきましては、昨年度の上半期と比較しまして主に居宅介護サービス、就労継続支援、生活介護サービスの利用がそれぞれに増加している状況でありまして、今回補正をお願いするものであります。

次に身体障害者・児補装具給付費150万円につきましては、特に児童の補装具更新申請件数の増加によるものでございます。

次の障がい者医療給付費2,420万円につきましては、自立支援医療対象者で受診者全体数の微増も一因となっておりますが、中でも保険対象外である生活保護受給者の増加によるものが主な要因となっております。なお、これらの支出にあたっては、国、県の負担部分もございまして、10ページ、11ページをお開きいただきたいと思います。

障害福祉サービス関係では、基本、国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1といった割合で負担比率が決められております。

歳入の14款1項1目民生費国庫負担金の1節社会福祉費負担金のところになりますが、上から3番目の障がい者自立支援給付費負担金7,325万円は、歳出でご説明いたしました介護・訓練等給付費と身体障害者・児補装具給付費に対する国庫負担相当分2分の1を計上いたしております。

す。また、一番上の障がい者医療給付費負担金 1,210 万円では、歳出の障がい者医療給付費に対します国庫負担相当分 2 分の 1 を計上いたしております。

次に、県負担分についてでございますが、一番下の枠のところをご覧いただきたいのですが、15 款 1 項 1 目民生費県負担金の 1 節社会福祉費負担金の障がい者自立支援給付費負担金 3,662 万 5,000 円、障がい者医療給付費負担金 605 万円を、それぞれ同様に歳出額に対し県負担相当分にあたります 4 分の 1 として計上いたしております。

次に、18、19 ページにお戻りいただきたいと思ひます。

細目 32 障がい者地域生活支援関係費の 20 節扶助費の日常生活用具給付等給付費 51 万 7,000 円につきましては、特に新規申請者の増と障がい児の紙おむつの利用者数の増加によるものであります。

また、その下の特別障がい者手当等 153 万 8,000 円につきましては、主に手当の対象者が 2 人、対象児が 5 名、見込以上に増加しましたことによるものであります。この特別障がい者手当等に対しましては 4 分の 3 の国庫負担がございます。

再度 10 ページ、11 ページをお開きいただきたいと思ひます。

14 款 1 項 1 目民生費国庫負担金の 1 節社会福祉費負担金のところになりますが、上から 2 番目の特別障がい者手当等負担金 115 万 3,000 円を国庫負担として計上いたしております。

次に、再度 18 ページ、19 ページにお戻りいただきたいと思ひます。

一番下になりますが、細目 33 障がい児通所支援給付関係費につきましては、次のページですが、12 節役務費の障がい児通所支援給付費審査支払事務手数料 3 万 5,000 円、及び 20 節扶助費の障がい児通所支援給付費 5,000 万円につきましては、近年、全国的に営利法人を中心に事業所数が急増いたしておりますことから、これに伴いまして利用者数や世帯あたりの利用回数も増加の一途を辿っている状況でございます。本市の場合でも、この数年、前年度比で約 1.4 倍の伸びがっております。今年度につきましては、上半期の伸び率がこれまで以上に高くなっておりまして、当初予算では不足を生じますことから補正をお願いするものでございます。

これにつきましても、国、県の負担がございまして、再三申し訳ありませんが 10 ページ、11 ページをお開きいただきたいと思ひます。

14 款 1 項 1 目民生費国庫負担金の 1 節社会福祉費負担金の欄になりますが、上から 4 番目の障がい児通所支援給付費 2,500 万円につきましては、2 分の 1 の国庫負担を計上いたしております。

同様に、一番下の枠の 15 款 1 項 1 目民生費県負担金の 1 節社会福祉費負担金の障がい児通所支援給付費 1,250 万円については、4 分の 1 の県負担を計上いたしております。

以上でご説明終わります。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

笠利委員。

○委員（笠利 毅委員） お話を聞いていて結構金額が大きいので、どれぐらい増えているのかなという疑問はあったのですけれども、長くなりそうなので、趨勢を教えてくださいませんか。

ここ数年来ずっと一貫してどんどん増えているとか、今年が急に予想外に増えたとか、その辺の分析を、あと来年の見込みを。

○委員長（小島真由美委員） 福祉課長。

○福祉課長（阿部宏亮） 具体的にどの部分についてでございますか。

○委員（笠利 毅委員） 全体的に予想を増えたというふうにありましたよね、介護訓練等についても、身体障がい者にしても、あえて言えば特にこれは予想外に増えてしまったというものがあれば教えてください。

○委員長（小島真由美委員） 福祉課長。

○福祉課長（阿部宏亮） 近年ですね、私が3、4年間見ておりましたらですね、障がい者・児関係のですね、障がい福祉サービス関係費については、全体的に右肩上がりの状況でになっております。それですね、特に介護・訓練等給付費で申し上げますと居宅介護サービスがですね、昨年と比較いたしましてべまして120%の増ということで、件数にして58件の増となっております。

それから就労継続支援につきましても125%、25%の増ということで、件数で183件の増です。生活介護サービス、これにつきましても108%ということで54件の増、それからグループホームについては140%ということで46件の利用者の増というような形になっております。

○委員長（小島真由美委員） 笠利委員。

○委員（笠利 毅委員） 来年も増えることを覚悟して、来年度予算の話ですけれども。

○委員長（小島真由美委員） 福祉課長。

○福祉課長（阿部宏亮） 来年度もですね、当然ながらサービス費関係は増加してくるんじゃないかということで、ここ数年の伸び率等で当初予算についても現在のところは計上させていただいているような状況でございます。

○委員長（小島真由美委員） 船越委員。

○委員（船越隆之委員） 生活保護費が増えたと言いましたよね、この2,000万円というこの金額ですかね、この扶助費ですかね、年々これはどれぐらいずつ増えるんですか。

○委員長（小島真由美委員） 福祉課長。

○福祉課長（阿部宏亮） 今、おっしゃられているのは障がい者自立支援給付事業費の中の障がい者医療給付費のところでご説明申し上げたことについてと思いますが、こちらについてはですね、中々見込みが立てれないような状況でございます、基本的に保険を持っていれば、この利用者負担というのは1割というのが、決まっているんですけども、生活保護者の保護受給者の場合については保険がありませんので、全額が更正医療とか、そういうもので賄うようになるのですよ、今回は、たまたまそういう方が心臓の手術でありますとか、あるいは腎臓透析、そういうふうなものになりますと、一人増えただけで、心臓であれば内容によりますけど5、600万円とかいう単位で負担が増えてきます。腎臓透析についても頻度とかにもよりますけど、大体月額

に35万から60万ぐらいの形で年間かかってきますので、一人当たり年間を通じて500万前後とか、そういうふうな形になって、その分が今回計上されてる、こちらの自立支援給付費のほうに計上という形になってきます。

そういう方が突然、単年度に集中すれば、このところが、歳出費がぼんと上がってくるような形にはなってくると思うのですけれども。

○委員長（小島真由美委員） 船越委員。

○委員（船越隆之委員） あの、この生活保護費に関しましてはですね、前回もちょっと言いましたけども、生活保護費を1日から支給されているんでしょう。支給された日から、お酒を買って朝から飲んでいるというような状況やらを見受けるものですが・・・

○委員長（小島真由美委員） 船越委員、今回は医療費の関係でのお話しですから。

○委員（船越隆之委員） わかりました。取り下げます。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） ここで13時00分まで休憩をいたします。

休憩 12時14分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 13時00分

○委員長（小島真由美委員） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、3款1項7目ひとり親家庭等医療費支給関係費から9目職員給与費までについて、説明を求めます。

国保年金課長。

○国保年金課長（高原 清） ご説明をさせていただく前に、午前中、議案第71号の審議の中で藤井委員より質問がありました筑紫地区の国保税率と太宰府市の改定後の国保税率の違いについて、ご許可をいただければ、この場で回答させていただきたいのですが。

○委員長（小島真由美委員） はい、お願いいたします。

○国保年金課長（高原 清） 筑紫地区で一番低い自治体の現在の医療費と後期と介護保険分の、それぞれの所得割、均等割、平等割額を足した金額ですが、所得割が9.6%で均等割、平等割の合計が6万8,000円でございます。

太宰府市の税率改定後の数値ですが、所得割が11.1%、均等割、平等割の合計額が8万1,150円となっております。

したがって、その差ですか、所得割で1.5%、均等割、平等割で1万3,150円、太宰府市のほうが高いということになります。

以上で説明終わります。

戻りまして、補正予算の説明をさせていただきます。

3款1項7目ひとり親家庭等医療対策費から9目国民年金費までを一括してご説明申し上げます。



ます。

まず、7目ひとり親家庭等医療対策費、細目 010 ひとり親家庭等医療費支給関係費、20 節扶助費 630 万円の増額についてであります。このことにつきましては、ひとり親家庭等医療助成対象者及び医療費の増加によりまして、今後予算に不足を生ずることが予測されますので、今回増額補正をお願いするものであります。なお、本歳出に係る歳入財源につきましては、補正予算書の 12 ページ、13 ページをお開きください。

ひとり親家庭等医療費助成事業につきましては、県の負担が 2 分の 1 ございます。15 款 2 項 2 目民生費県補助金、1 節社会福祉費補助金ですが、事業費の 2 分の 1 相当額を県からのひとり親家庭等医療費補助金 315 万円として計上しております。

戻りまして、20 ページ、21 ページをお開きください。

3 款 1 項 8 目後期高齢者医療費、細目 060 後期高齢者医療関係費 3,385 万 9,000 円の増額についてであります。まず、19 節負担金、補助及び交付金、福岡県後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金の 3,221 万 6,000 円の増額補正であります。後期高齢者医療保険制度における医療費の負担は医療費総額の約 1 割を被保険者の保険料で、約 4 割を 74 歳以下の現役世代の後期高齢者支援金で、残り約 5 割を国、県、市が 4 対 1 対 1 の割合で負担することとなっております。この市負担分がこの福岡県後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金ということになっております。

この負担金につきましては、当該年度に広域連合から通知されます概算額で支払いまして、翌年度に広域連合からの精算通知に基づき精算することとなっております。

この度、平成 26 年度の後期高齢者医療給付費の確定に伴いまして、広域連合から不足額の精算通知がありましたので、このため増額補正をお願いするものでございます。

次に 28 節繰出金、後期高齢者医療特別会計繰出金 60 万 4,000 円と、その下の後期高齢者医療特別会計基盤安定制度繰出金 103 万 9,000 円ですが、後期高齢者医療特別会計繰出金 60 万 4,000 円につきましては、後期高齢者医療特別会計における職員の異動や地域手当の見直し等により職員給与費の増額に係る分であります。

後期高齢者医療特別会計基盤安定制度繰出金 103 万 9,000 円につきましては、後期高齢者医療保険料の減免規定によりまして、低所得被保険者の保険料減免により減収となる保険料を県、市が 3 対 1 の割合で負担することとなっております。県の分を含めた負担金として後期高齢者医療特別会計へ一般会計から繰り出している次第でございます。

この負担金につきましては、広域連合からの概算金額通知に基づき当初予算を計上してりましたが、この度、広域連合から平成 27 年度後期高齢者医療保険基盤安定化市町村負担金の確定通知がありましたので、このため増額の補正をお願いするものでございます。なお、本歳出に係る歳入財源につきましては、補正予算書の 12 ページ、13 ページをお開きください。

先程県、市の負担割合を 3 対 1 とご説明申し上げましたが、その県の負担分として、15 款 1 項 1 目民生費県負担金、3 節保険基盤安定制度負担金、後期高齢者医療保険基盤安定制度負担金

77万9,000円を計上させていただいております。

戻りまして再び20ページ、21ページをお開きください。

3款1項9目国民年金費、細目001職員給与費80万3,000円の増額補正につきましてご説明申し上げます。

この度の補正につきましては、職員の異動や地域手当の見直し等に伴いまして、3節職員手当等を80万3,000円、増額補正をお願いするものでございます。なお、本歳出に係る歳入財源といたしまして、補正予算書の10ページ、11ページをお開きください。

14款3項2目民生費委託金、1節社会福祉費委託金国民年金事務委託金として同額の80万3,000円を計上しております。

説明は以上です。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） 次に、3款1項10目、人権政策費の職員給与費について、説明を求めます。

人権政策課長。

○人権政策課長（福嶋 浩） 3款民生費、1項10目人権政策費、001職員給与費、3節職員手当等98万6,000円について、ご説明いたします。

今回、職員の地域手当の率が3%から5%へ改正になったことから、手当の増額を計上させていただいております。

よろしくご審議をお願いいたします。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） 次に、3款2項1目重度心身障がい児看護料給付費から3目教育・保育施設費までについて、説明を求めます。

保育児童課長。

○保育児童課長（中島康秀） 3款2項児童福祉費、1目児童福祉総務費の事業細目014重度心身障がい児看護料給付費、20節扶助費の225万4,000円でございますが、看護料は、特別児童扶養手当の受給者に対し、月額7,000円が支給されるもので、当初予算におきまして、前年度からの継続分及び新規分として、延べ180月分を計上しておりますが、看護料の支給要件である特別児童扶養手当の新規申請が9月までの6ヶ月で25名に達しております。すでに当初予算額では不足する状態となっておりますが、今後も同じような状況で毎月5名程度の申請がありますと、財源が不足するような状況になります。併せて、その不足分見込んだところでの計上させていただいてるところです。

次に、同じく1目の事業細目 990 子育て世帯臨時特例給付金給付事業費、23 節償還金、利子及び割引料の119万8,000円でございますが、平成26年度当初見込みより、支給決定額及び事務費実支出額が下回ったため、国庫補助金に過払いが生じており、その返還のため、事業費分34万円と事務費分85万8,000円を計上させていただいております。

次に、3目教育・保育施設費の事業細目 001 職員給与費、3節職員手当等の114万3,000円でございますが、こちらも地域手当が100分の3から100分の5になったことに伴うものでございます。

次の22ページ、23ページに跨りますが、同じく3目の事業細目 010 市立保育所管理運営費、13節委託料の250万円でございますが、市立南保育所の保育業務の委託につきまして、子ども・子育て支援新制度による保育単価の見直しと、人事院勧告に伴う保育単価等改定が予定されております分、及び入所児童増による委託料の増加分を計上させていただいております。

これにつきましては、補正予算書5ページをご覧ください。5ページの債務負担行為の補正になります。

保育業務委託につきましては、平成27年度から3年間分で契約をいたしております。28年度29年度につきましても、今年度と同様に不足する事態が見込まれますので、今回補正した250万円の2年間分ということで500万円を計上させていただいております。

次に22ページ、23ページに戻ります。

同じく3目の事業細目 011 教育・保育施設費の19節の負担金、補助及び交付金の1,627万2,000円の減額ですが、私立保育所保育士等処遇改善臨時特例事業費補助金につきましては、今年度より廃止され、施設型給付費の処遇改善等加算に含まれることとなりましてので、全額減額させていただいております。

また、20節の扶助費8,422万2,000円でございますが、施設型給付費は、先ほどの処遇改善等加算額の増額に加え、延長保育事業費補助金の基本部分が施設型給付費の基本分単価に含まれるようになったための増額と、先ほども委託料のところで申しました、子ども・子育て支援新制度による保育単価の見直し、また人事院勧告に伴う保育単価等改定分及び入所児童増による増加分を計上させていただいております。

こちらにつきましても、歳入のほうが関係します、補正予算書10ページから13ページになります。

12款分担金及び負担金、2項負担金、2目民生費負担金、2節児童福祉費負担金の2,610万6,000円でございますが、こちらの分は入所児童増に伴うものです。

次に、14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、2節児童福祉費負担金の2,526万6,000円でございますが、歳出の施設型給付費の増額に伴う国庫補助金の増額になります。

また、15款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金、2節児童福祉費負担金の1,263万3,000円でございますが、これも同じく、歳出の施設型給付費の増額に伴うものになります。

ます。

次に、15 款県支出金、2 項県補助金、2 目民生費県補助金、2 節児童福祉費補助金の 1,423 万 8,000 円の減額でございますが、歳出の私立保育所保育士等処遇改善臨時特例事業費補助金の全額減額に伴うものです。

説明は以上です。よろしくご審議お願いいたします。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） 次に、3 款 3 項 2 目生活保護費、及び 3 款 4 項 1 目災害救助関係費について、説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（阿部宏亮） 3 款 3 項 2 目扶助費、細目 60 生活保護費についてご説明いたします。

まず、本市の生活保護世帯、受給者数の現状ですが、今年の 9 月時点で 625 世帯、795 人となっております。

20 節扶助費の住宅扶助費 2,000 万円につきましては、保護世帯数の増加に伴うものでございまして、昨年度の上半期と比較しましても、住宅扶助の対象世帯で平均月当たり 45 世帯の増となっておりますことから補正をお願いするものでございます。

次に、医療扶助費 5,700 万円につきましても受給者数の増加に伴うものでございまして、昨年の上半期延件数と比較しまして、入院件数で約 60 件、入院外で約 530 件の増加となっておりますことから今回補正するものでございます。

なお、これらの扶助費につきましては、4 分の 3 の国庫負担がございました。

歳入の 10 ページ、11 ページをお開きいただきたいと思います。

14 款 1 項 1 目民生費国庫負担金の 6 節生活保護費負担金としまして、生活扶助費等負担金 1,500 万円、医療扶助費負担金 4,275 万円をそれぞれ計上いたしております。

続きまして、再度戻っていただきたいと思います。ページは 22 ページ、23 ページになりますが、3 款 4 項 1 目災害救助費、40 災害救助費の 13 節委託料、避難支援システム委託料 117 万 7,000 円につきましては、本年 6 月に地域防災計画における避難行動要支援者の対象者を見直しいたしましたに伴うシステム変更と今後におきますマイナンバー制度に対応していくためのバージョンアップに伴うものであります。また、今回のシステム変更を行うことによりまして、地域包括支援センターのシステムとの相互連携も可能となりますことから、住民基本台帳や介護データの自動取り込みも可能となり、リアルタイムの情報を得ることが可能となります。

以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） 次に、4款1項1目健康づくり推進費について、説明を求めます。

元気づくり課長。

○元気づくり課長（井浦真須己） 元気づくり課所管分の補正予算につきまして、ご説明いたします。

補正予算書 22、23 ページの4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、050 健康づくり推進費 979 万 5,000 円につきましてご説明いたします。

これにつきましては、今年の6月1日から事業を開始しております「元気づくりポイント事業」の報償費と需用費の補正となっております。

内容としましては、報償費の健康づくり奨励品 900 万につきましては、これは商工会の商品券代、元気つくし米の金額、自治会への寄付金の3種類を支出する予算になります。

今の現状をお話ししますと、今年の3月末現在での40歳以上の対象者4万900人に対して11月末現在7,500枚を超えますポイントカードの配布を行っております。12月、1月も特定健診、がん検診、集団健診が残っていることや、地域での教室、まだ事業が残っていることから、これは推定で申し訳ないんですけども8,000人ほどの方への配布が見込まれるところでございます。対象者の薬19.5%を超える方への配布が見込まれてきているということがあります。補正予算額の根拠としましては、介護予防事業参加者・ラジオ体操参加者・歩こう会会員・いきいき情報センターのトレーニング室・市民プール利用者は配布枚数と実際にポイントカードに押印されている方の数、それと内容も担当のほうと確認させていただきながら出させていただき、地域での事業参加の方の中で3,000ポイント達成者を2,000人として今回の補正予算を計上させていただいています。なお、平成26年3月補正・地方創生事業予算で100万円の報償費を計上しておりましたので、合わせまして1,000万円の報償費ということになります。

また、11節需用費の印刷製本費79万5,000円は商品券を1万枚印刷するための予算を計上させていただきます。

よろしくご審議賜りますよう、お願いいたします。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

木村委員。

○委員（木村彰人委員） まだ、年度途中なんですけれども、一応補正という形で奨励品の増額があるんですが、この事業の効果は、まだ途中だとは思いますが、健康診断とかイベントに参加者が増えないといけないということなんですけれども、その状況を教えてください。

○委員長（小島真由美委員） 元気づくり課長。

○元気づくり課長（井浦真須己） 今、おっしゃっていただいたように、私どもも、この事業によって市民が健康でいきいきと生活できるということであってまず私どもの事業に、今、おっしゃっていただいたとおり、検診とか各種運動教室とかに参加いただくということ、多くの参加者をということであってまずけれども、検診につきましても15回集団検診させてい

ただいて、去年と比較しまして15回終了したところで約200人ですね、人数の増がっています。

大体900人のところが1,100人ぐらいの参加者に増えているということでございます。

あと、歩こう会の会員数も、今年、このポイント事業を始める前は232人だったのが、160人ほど増えまして、今、400人に迫ろうというぐらいの会員数も増えてきているところでございます。

それと、あとラジオ体操の会場につきましても政庁跡とか、高雄公園、あとは歴史スポーツ運動公園とかもですね、一応会場のほうにも行かさせていただいてますけれども、かなり、人数は増えてらっしゃいますし、もともとされている方も人数は増えてきたということで、そういうお話しも聞いているところでございます。

ほかにも介護予防事業なんかでもですけども、こちらは毎年やっている事業ではありますけれども、こちらも参加者も増えているということで担当のほうから報告聞いておるところでございますし、あと、いきいき情報センターのトレーニング室も新規の登録者も増えてきておりますし、実際の利用者も増えてきているとは聞いております。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） 次に、28、29ページをお開きください。

11款1項2目、災害復旧関係費について、説明を求めます。

スポーツ課長。

○スポーツ課長（大塚源之進） 11款1項2目社会教育施設災害復旧費、細目990災害復旧関係費、15節工事請負費、災害復旧工事129万6,000円について、ご説明申し上げます。

これは本年8月の台風15号によりまして、北谷運動公園テニスコートのフェンスが傾いたために、復旧に必要な費用を計上したものでございます。

この歳入財源といたしまして、恐れ入りますが予算書の14、15ページをお開きください。

21款1項9目災害復旧費の440万円から129万円を充当し、残額につきましては一般財源を充てております。

もう一つ関連がありますので、予算書の6ページをお開きください。

第3表のほうに地方債補正が載っております。その中で現年発生単独災害復旧事業債440万円が計上されておりますので、この中の一部を使うような形で計上しております。

以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） それでは、次に「第2表、債務負担行為補正」の審査に入ります。

5ページをお開きください。

「放課後等支援運營業務委託料（太宰府特別支援学校）」について説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（阿部宏亮） 第2表の債務負担行為補正の枠の上から3項目めになりますけども、太宰府特別支援学校に係ります放課後等支援運營業務委託料、期間は今年度及び来年度の2か年間で限度額267万円について、ご説明申し上げます。

本事業につきましては、太宰府特別支援学校が開校いたしました翌年にあたります平成25年度から、筑紫地区4市1町及び宇美町、志免町の4市3町で業務委託をおこない、実施しております。

事務の分担といたしましては、協定書に基づきまして、受託業者は、太宰府市がプロポーザル方式により選定することとなっております。またその他の事務は、他市町の輪番により実施いたしますこととしております。

このことから、事業者の選定につきましては、プロポーザル方式により選定を行い、単年度契約をいたしておりますが、3年を限度に次年度以降は、前年度の事業評価により継続して随意契約をできることといたしております。この3年間は、本市にあります社会福祉法人宰府福祉会すみれ園に委託を行ってまいりました。

今回、今年度で限度期間の3年間を迎えますことから、来年度の業者選定に向けて、今年度から事前準備が必要となりますので、債務負担行為をお願いするものであります。

以上で説明を終わります。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） 次に「保育業務委託料（南保育所・平成27年度分）」については、歳出の際に説明を受けましたので、次の「指定管理料（史跡水辺公園・総合体育館）」について説明を求めます。

スポーツ課長。

○スポーツ課長（大塚源之進） 指定管理料、史跡水辺公園、総合体育館、平成27年度から平成32年度まで、6億3,581万9,000円について、ご説明申し上げます。

指定管理料の内容でございますが、太宰府史跡水辺公園と総合体育館の指定管理料の上限額を計上いたしております。

総合体育館につきましては、指定管理者制度を活用して管理運営を行い、候補者の選定は公募によることとし、太宰府史跡水辺公園と一体的に運営することといたしております。

史跡水辺公園の指定管理者は、現在、公益財団法人太宰府市文化スポーツ財団ですが、総合体育館の開館当初から、同じ指定管理者が管理運営することが最善であると判断し、総合体育館の指定管理者候補者選定に伴い、併せて史跡水辺公園の指定管理者の候補者も選定するため、両施設の指定管理料の上限額を計上したものでございます。

期間につきましては、史跡水辺公園は平成28年4月から5年間の平成33年3月31日まで、総合体育館につきましては平成28年11月から平成33年3月31日までとしております。

説明は以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

陶山委員。

○委員（陶山良尚委員） 指定管理ですね、プールのほうは財団がされてあるということで、これは3月で契約は切るという形でいいんですかね。

○委員長（小島真由美委員） スポーツ課長。

○スポーツ課長（大塚源之進） 財団のほうには3月31日をもって指定管理を終了ということで通知をしております。

○委員長（小島真由美委員） 陶山委員。

○委員（陶山良尚委員） 今、財団のほうも話を聞いてたらプールのほうも職員を含めて非常に頑張っていたということなんですよ、もちろん体育館とプールと両方管理運営するのは当然のこととは思いますが、なんで体育館も含めて財団という話はなかったのか、その辺の理由がよくわからないので、お聞きしたいんですけども。

○委員長（小島真由美委員） スポーツ課長。

○スポーツ課長（大塚源之進） 当初、体育館を建設をしていく中で、いろいろありましたけど、今回市長が変わって体育館については公募で募集すると市民説明会の中でも明言しておりますので、その方針について変えることはできません。

それに伴って、例えば体育館が違う業者、市民プールのほうが違う業者がやるということについては、特に夏休み期間中の屋外プールの利用状況からすれば、違うところがすれば、多分混雑が起きるのではないかとという予測が懸念されます。そういったところもありまして、公募にあたりましては文化スポーツ振興財団については3月31日で一応契約を切りますけど、公募の候補者として手を上げる分については上げていただくような話ではお話ししているところでございます。

○委員長（小島真由美委員） 陶山委員。

○委員（陶山良尚委員） 市長の意向が強いということですけども、その辺は内部で検証はされたのかということですね、何度、財団が駄目なのか、駄目ってことはないけども、応募はできるということですけども、その辺の検証結果をされて財団と民間とベンチャーでやるとか、よそもそういう形でやられてますので、そういう可能性はあったと思うんですけども、そういうことは考えられなかったのか、その辺お聞かせください。

○委員長（小島真由美委員） スポーツ課長。

○スポーツ課長（大塚源之進） 財団の件については詳しく述べられませんが、財団の性質上ですね、例えばJVとかという企業体組むということが法律的に不可能だということをお聞きして



す。そういった意味で共同体としての運営が困難であるということで、財団単独としての受注という形にせざる得ないということで、この間協議をしてきた中では、そういうお話を伺っているところでございます。

以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） 以上で「第2表、債務負担行為補正」の説明、質疑を終わります。

「第3表、地方債補正」につきましては、歳出の際に説明を受けましたので、これで当委員会所管分についての説明は終わりましたが、質疑漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで説明、質疑を終わります。

討論を行いたいと思います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第74号の当委員会所管分について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○委員長（小島真由美委員） 全員挙手です。

したがって、議案第74号の当委員会所管分は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

〈原案可決 賛成5名 反対0名 午後1時30分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第75号 平成27年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について

日程第6 議案第76号 平成27年度太宰府市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

○委員長（小島真由美委員） 日程第5、議案第75号「平成27年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について」及び日程第6、議案第76号「平成27年度太宰府市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」を一括議題としたいと思いますが、これに異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

執行部の説明を求めます。

国保年金課長。

○国保年金課長（高原 清） 議案第75号「平成27年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算

(第1号)」及び議案第76号「平成27年度太宰府市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」について一括してご説明申し上げます。

まず、議案第75号「平成27年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)」でありますが、補正予算書34ページ、35ページをお開きください。

今回の補正予算は、歳入及び歳出予算にそれぞれ5,774万2,000円を追加し、予算総額を100億8,273万3,000円にお願いするものでございます。

歳出からご説明させていただきます。補正予算書40ページ、41ページをお開きください。

1款1項1目一般管理費、細目001職員給与費715万2,000円の増額補正につきましては、先ほど一般会計の繰出金においてもご説明いたしましたが、職員の異動や地域手当の見直し等による増額補正であります。2節給料316万3,000円、3節職員手当等294万2,000円、4節共済費104万7,000円、合計715万2,000円の増額の補正をお願いするものでございます。

なお、本歳出に係る財源としまして、補正予算書38ページ、39ページをお開きください。

8款1項1目一般会計繰入金、3節職員給与費等繰入金としまして同額の715万2,000円を計上しております。

戻りまして40ページ、41ページをお開きください。

11款1項2目償還金、細目001償還金、23節償還金、利子及び割引料5,059万円の増額でございますが、平成26年度の国、県からの概算交付を受けていました負担金のうち、実績報告に基づきまして、平成27年度に精算返還するものとして、療養給付費等国庫負担金精算返還金5,010万7,000円、特定健康診査等県負担金精算返還金48万3,000円をお願いするものであります。

なお、本歳出に係る財源としまして、補正予算書38ページ、39ページをお開きください。

6款1項2目保険財政共同安定化事業交付金、1節保険財政共同安定化事業交付金5,059万円でございますが、保険財政共同安定化事業につきましては、各都道府県の国民健康保険団体連合会を実施主体としまして、市町村間の保険料の平準化と国保財政の安定化を図るため、各保険者からの拠出金を財源としまして、レセプト1件当たりの給付費総額に対し一定の割合で交付金として交付される制度であります。

昨年度までは、レセプト1件当たり30万円以上の給付が対象でありましたが、平成27年度から全てのレセプトが対象となり、当初予算策定時点の想定より交付金が増額となる見込みとなりましたので、この度、増額の補正予算を計上するものでございます。

戻りまして40ページ、41ページをお開きください。

13款1項1目前年度繰上充入金5億円の財源更正でございますが、先ほど一般会計においてご説明しましたとおり、累積赤字10億5,638万2,476円の繰上充用の財源として、この度5億円の法定外繰入の補正予算に伴いまして、その分の財源の組替えを行うものであります。

このことに関連いたします歳入予算の補正としまして、38ページ、39ページをお開きください。

8 款 1 項 1 目一般会計繰入金、6 節その他一般会計繰入金 5 億円ですが、一般会計等においてご説明しましたとおり、国保特別会計の累積赤字の削減のため、一般会計からの法定外繰入に係る分であります。その下の段の 10 款 2 項 6 目歳入欠かん補填収入、1 節歳入欠かん補填収入 5 億円の減額補正であります。一般会計からの 5 億円の法定外繰入に伴いまして、平成 26 年度への繰上充用の財源であります本予算につきまして、財源の組替えとしてその分減額補正を行うものでございます。

なお、42 ページ、43 ページに給与費明細書を付けておりますので、ご参照くださいますようお願いいたします。

続きまして、議案第 76 号「平成 27 年度太宰府市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）」につきまして、ご説明いたします。

補正予算書 46 ページ、47 ページをお開きください。

歳入歳出総額にそれぞれ 7,464 万 3,000 円を追加し、予算総額を 11 億 4,000 万 4,000 円にお願いするものでございます。

歳出からご説明いたします。補正予算書 50 ページ、51 ページをお開きください。

1 款 1 項 1 目一般管理費、細目 001 職員給与費 60 万 4,000 円の増額補正につきましては、先ほど一般会計の繰入金においてもご説明しましたが、職員の異動等や地域手当の見直しによる増額補正であります。2 節給料 11 万 7,000 円、3 節職員手当等 40 万 3,000 円、4 節共済費 8 万 4,000 円、合計 60 万 4,000 円の増額の補正をお願いするものであります。なお、本歳出に係る財源としまして、同頁の歳入をご覧ください。

3 款 1 項 1 目一般会計繰入金、1 節事務費繰入金として同額の 60 万 4,000 円を計上しております。

歳出に戻りまして同ページの下の段をご覧ください。1 款 1 項 2 目広域連合負担金、細目 001 広域連合負担金、19 節負担金、補助及び交付金、後期高齢者医療広域連合負担金 7,403 万 9,000 円の増額補正であります。一般会計でご説明しましたとおり、広域連合からの保険基盤安定化市町村負担金の額の確定通知に基づきまして、不足する分 103 万 9,000 円の増額と、平成 26 年度後期高齢者医療保険料の精算に伴いまして、5,308 万 5,000 円の増額、及び平成 27 年度後期高齢者医療保険料が被保険者の増等によりまして当初予算より増える見込みとなりましたので、その分として 1,991 万 5,000 円の増額、併せまして 7,403 万 9,000 円の増額補正をお願いするものでございます。

本歳出に係る財源としまして、同ページ上段の歳入をご覧ください。

1 款 1 項 2 目普通徴収保険料、1 節現年分 1,991 万 5,000 円の増額、3 款 1 項 1 目一般会計繰入金、2 節保険基盤安定制度繰入金 103 万 9,000 円の増額、5 款 1 項 1 目繰越金、1 節繰越金としまして、5,308 万 5,000 円、併せまして歳出と同額の 7,403 万 9,000 円の増額補正を計上しております。

なお、52 ページ、53 ページに給与費明細書を付けておりますので、ご参照くださいますよう

お願いいたします。

以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第75号について、質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） 次に、議案第76号について、質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで質疑を終わります。

これから討論、採決に入ります。

議案第75号について、討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第75号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○委員長（小島真由美委員） 全員挙手です。

したがって、議案第75号「平成27年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について」は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

〈原案可決 賛成5名 反対0名 午後1時40分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（小島真由美委員） 次に議案第76号について、討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第76号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○委員長（小島真由美委員） 全員挙手です。

したがって、議案第76号「平成27年度太宰府市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

〈原案可決 賛成5名 反対0名 午後1時41分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 請願第3号 よりよい保育の環境づくりについての意見書提出に関する請願書

○委員長（小島真由美委員） 日程第7、請願第3号「よりよい保育の環境づくりについての意見書提出に関する請願書」を議題とします。

紹介議員がおられますので、補足説明等がありましたらお願いします。

藤井委員。

○副委員長（藤井雅之委員） 提案理由の説明の際に本会議でも述べさせていただきましたけれども、保育士の処遇の改善の問題ですとか、実際に太宰府市でも保育士不足による待機児童というのが本委員会での所管調査の中でも実態が浮き彫りとなってきましたので、重ねて請願の採択をしていただきまして関係機関への意見書の提出をお願いいたしまして、補足説明とさせていただきます。

○委員長（小島真由美委員） それでは本請願について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで質疑を終わります。

この請願につきまして、協議、意見交換を行います。

ご意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

陶山委員。

○委員（陶山良尚委員） 「よりよい保育の環境づくりについての意見書提出に関する請願書」については反対の立場から討論させていただきます。

反対理由といたしましては、現政権におきましては子育て支援については重要課題の一つとして認識のもと、社会保障と税の一体改革により、消費税増税部分全て社会保障に充てるということで、以前行われました三党合意に基づいて、これは行われているところでございます。

また、子ども子育ての充実については、社会保障の4経費において今年度27年度予算でも8.2兆円のうち、社会保障に充てる部分1兆3,500円のうちに約5,000億円が子育て支援に回されておりますし、また消費税が平成29年7月に増税するというので平成30年予算では14兆円の2.8兆円のうち、そのうち7,000億円の予算が計上される予定でございます。

これは、主に地方自治体が実施予定の予算措置であり、これだけの予算規模でありますので、政府の子育て支援に対する重要政策としての認識の数字の表れではないかと認識しておりますし、この財源を一番税収が安定している消費税からの拠出ということで、将来に向けて十分に財政上の裏付けがあり、確実な財源が保障されていると私は考えているところでございます。

また、先ほど藤井委員のほうからもありましたけれども、職員配置の改善や処遇改善に向けた職員支援につきましても、既に子ども・子育て支援制度のもとで取り組まれていることもありますし、また、今後取り組むということで政府のほうも力強い方針を立てられておりますので、全体を通して、この請願に対しては、以上の理由から反対とさせていただきます。

○委員長（小島真由美委員） ほかに討論はありませんか。

木村委員。

○委員（木村彰人委員） 賛成の立場で討論します。

どこの自治体を視察してもですね、保育の従事者というのが不足してます。本市においても保育従事者が公募をしても中々来ないという状況。最近、新聞紙上でも皆さん見られたと思うんですけども、保育の待遇ですね、給与については、ほかの職種に比べて10万近く違うということであれば、そもそもですね、そういう専門の大学とか短大に行ったとしても、その職業に就くというのが、その半分になっているというわけですね、それだったら構造的に保育を担う人材が集まらないのは当たり前のような気がしてですね、そこら辺は簡単なことではありませんけども、処遇配置の基準というのを抜本的に改善しなければならないというのが、我々だけではなくて、それこそ日本国全体の話だと思っております。そういうことを踏まえまして賛成の立場から意見を言わせていただきました。

○委員長（小島真由美委員） ほかに討論はありませんか。

笠利委員。

○委員（笠利 毅委員） 賛成の立場から討論したいと思います。

私自身も思いますが、現在太宰府市においても保育士不足で実際に施設ができたにも関わらず、実効できないなど、また視察先でも見てきましたけども、どこにおいても確かに処遇が大きな理由になっている・・・それだけではないとは思いますが、人がいないが上に子育ての支援が十分にできないということを考えますと、ここで述べられている意見書の趣旨、具体的な・・・このようにすれば増えるとは書いているわけではありませんけども、太宰府市が抱えている問題の解決に方にも資する方向の内容を提言しているものと考え賛成とします。

○委員長（小島真由美委員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

請願第3号について、採択することに賛成の方の挙手を求めます。

（多数挙手）

○委員長（小島真由美委員） 多数挙手です。

したがって、請願第3号「よりよい保育の環境づくりについての意見書提出に関する請願書」は採択すべきものと決定いたしました。

〈原案可決 賛成3名 反対2名 午後1時45分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（小島真由美委員） ただいま採択した請願第3号については、意見書の提出を要望するものであり、意見書案も添付されておりますので、これから意見書案の協議に入ります。

内容について、ご意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） それではお諮りします。

意見書については、原案のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小島真由美委員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

次に、提出者についてお諮りします。

意見書案を委員会提出議案として、委員長名で提出することにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小島真由美委員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長(小島真由美委員) 以上で当委員会に審査付託された案件の審査はすべて終了いたしました。

ここでお諮りいたします。

本会議における委員会の審査内容と結果の報告、及び閉会中の委員派遣承認要求書の提出につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小島真由美委員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定いたしました。

以上で環境厚生常任委員会を閉会したいと思います。これにご異議はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小島真由美委員) 異議なしと認めます。

これをもちまして、環境厚生常任委員会を閉会いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

閉 会 午後 1 時 48 分

太宰府市議会委員会条例第27条により、上記のとおり環境厚生常任委員会の会議次第を書記に記録させ、その内容が正確であることを証するためここに署名する。

平成28年2月19日

環境厚生常任委員会委員長 小 畠 真 由 美